令和2年第3回東洋町議会定例会会議録

（第　２　号）

令和２年９月１１日（金）

東洋町議会

余　白

令和2年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所　　　東洋町役場　議会議場

開　　会　　　令和2年9月11日（金）　午前9時00分宣告

出席議員	（8名）	議長	西岡　尚宏　君	副議長8番	福島　登　君
		2番	髙畠　俊彦　君	3番	小松　煕　君
		4番	武山　裕一　君	5番	小野　正路　君
		6番	今宮　裕明　君	7番	田島　毅三夫　君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延　宏幸　君
副町長	長﨑　正仁　君
教育長	蛭子　浩久　君
会計管理者	生松　克祐　君
総務課長	大坪　靖幸　君
税務課長	近藤　真人　君
住民課長	小池　昭平　君
産業建設課長	伊吹　真貴博　君
教育次長	北川　晃彦　君
地域包括支援センター事務局長	田岡　いずみ　君
代表監査委員	弘田　賀軌　君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地　仲音
事務局書記	金山　志帆

議事日程　　　別紙のとおり

議事のてんまつ　　　別紙のとおり

会議録署名議員　　　4番　武山　裕一　君　　5番　小野　正路　君

令和2年第3回東洋町議会定例会議事日程

（第　２　号）

令和2年9月11日（金）　午前9時開議

［日程第1］	認定第1号	令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
［日程第2］	認定第2号	令和元年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［日程第3］	認定第3号	令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［日程第4］	認定第4号	令和元年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［日程第5］	認定第5号	令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［日程第6］	認定第6号	令和元年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［日程第7］	認定第7号	令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［日程第8］	認定第8号	令和元年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［日程第9］	認定第9号	令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

［日程第10］　　議案第36号　東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて

［日程第11］　　議案第37号　令和2年度東洋町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

［日程第12］　　議案第38号　令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

［日程第13］　　議案第39号　東洋町過疎地域自立促進計画の変更について

［日程第14］　　議案第40号　東洋町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止について

［日程第15］　　発議第3号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

［日程第16］　　発議第4号　核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書について

［日程第17］　　発議第5号　国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書について

［日程第18］　　議員派遣について

［日程第19］　　閉会中の継続審査・調査の申し出

（1）総務教育民生常任委員会

（2）産業建設常任委員会

（3）議会運営委員会

［日程第20］　　一般質問

令和２年第３回東洋町議会定例会　令和２年９月１１日金曜日

議事のてんまつ

議長	（西岡　尚宏議長） 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、マスクの着用と手のアルコール消毒をお願いをしております。 ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。 発言者のマスク着用については、本人に任せることとします。 発言者以外のマスク着用については、十分気をつけてください。 直ちに、令和２年第３回東洋町議会定例会を開きます。 （再開時間：９時００分） 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、決算認定９件、条例１件、補正予算２件、その他２件、発議３件、議員派遣１件、閉会中の継続審査、調査の申し出１件の計１９件、それと一般質問であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 ９月８日に、決算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。 また、本定例会で付託を受けた３件の意見書の取扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書、核兵器廃絶のため、日本政府の積

	極的役割を求める意見書、国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書は採択との報告がありました。 先日開催した、令和２年第３回定例会第１日目の日程第３について、発議第１０号としておりましたが、発議第２号の誤りでございました。ここで修正をいたします。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 日程に入ります。 日程第１、認定第１号、令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 質疑について、新型コロナウイルス感染症対策として、本会議で提出された全ての議案に対し、１人３０分以内、答弁時間も３０分以内とし、一問一答方式で行います。 また、議会会議規則第５４条の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。 その規定に反すると認めるときは、同規則第２項の規定により、注意し、なお従わない場合は、地方自治法第１２９条第１項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。 なお、議会会議規則第６４条の２の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手を願います。 これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないよう、発言には、十分気をつけてください。

	本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　熙決算審査特別委員長） 一般会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 ９月８日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算について審査を行いました。 質疑、答弁の主な内容を報告します。 なお、質疑、答弁の詳細については、報告書をご参照ください。 まず、歳入では、個人番号カード交付事務補助金１３万２千円については、マイナンバーカードを発行するための事務経費である。交付状況は２２．８パーセントで、５５９名に交付している。有効期限は１０年であるが、うち有効期限が５年である２０歳未満の方については３４名に交付しているなどの質疑、答弁がありました。 続いて、歳出の総務費では、食べるマップ印刷製本費９万９千円については、町内の飲食店を紹介したマップであり、５千部の印刷費である。企画調整室（地域おこし協力隊事業）で作成し、観光振興協会や海の駅にも配布している。 次に、民生費では、避難支援プラン臨時職員賃金１２１万８９０円については、避難行動要支援者名簿に６０名の方が登録している。昨年は災害が発生しなかったため、活用はなかったが、社協、民生委員、警察、消防に名簿を提供している。 次に、衛生費については、猫不妊手術補助金１４万４千円につ

	いては、１８件分であり、野良猫１４件、飼い猫４件である。全て海陽町で不妊手術を行っている。（正：牟岐町１３件、海陽町２件、安芸市３件） 　次に、商工費では、商工持続発展支援補助金６９７万３千円については、１２件分であり、追跡調査は行っていない。 　次に、土木費では、老朽住宅除却補助金１０７２万６４０円については、１１件分であり、前年度も同数の１１件であった。 　次に、消防費では、避難訓練災害用非常食購入費１４万９８１８円については、１年に１回実施している避難訓練に合わせて購入し、その参加者へ配布するための非常食であり、ソフトパンの缶詰で２４缶入り１７ケース、４０８個分である。 　最後に、教育費では、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬１万円については、委員は全員で１２名である。出席者９名うち２名が報酬の対象者であったなどの質疑、答弁がありました。 　慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。 　以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 　決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 　お諮りいたします。 　委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。

	（議席より、議長との発言あり） 　これより討論を行います。 　討論は、 　異議なし言うたけんど。 （議席より、いや、ええ、わしが手挙げた方が早なかったかとの発言あり） 　もう、異議なし言いましたので。 　これより、討論を行います。 　討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。 　まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、認定第１号、令和元年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 　本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 　委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手６人であります。 　よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしまし

	た。 　日程第２、認定第２号、令和元年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 　本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。 　小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　熈決算審査特別委員長） 　住宅新築資金特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 　９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。 　慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、髙畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。 　以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 　決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 　お諮りいたします。 　委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。 　これより討論を行います。

	まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、認定第２号、令和元年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手６人であります。 よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。 日程第３、認定第３号、令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　煕決算審査特別委員長） 国民健康保険特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。

	９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。 慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。 以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 お諮りいたします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 異議なしと認めます。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、認定第３号、令和元年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであ

	ります。 　委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手６名であります。 　よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。 　日程第４、認定第４号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 　本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 　小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　熙決算審査特別委員長） 　介護保険特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 　９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、審査を行いました。 　慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。 　以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 　決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

	お諮りいたします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 異議なしと認めます。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、認定第４号、令和元年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手６名であります。 よって、本案は原案のとおり、認定することに決定しました。 日程第５、認定第５号、令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 小松決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長	（小松　熙決算審査特別委員長） 　介護サービス特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 　９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について、審査を行いました。 　慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。 　以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 　決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 　お諮りいたします。 　委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。 　これより討論を行います。 　まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。

	これより、認定第５号、令和元年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手６名であります。 よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。 日程第６、認定第６号、令和元年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　熙決算審査特別委員長） 下水道特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 ９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。 慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、髙畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

	以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 お諮りいたします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 異議なしと認めます。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、認定第６号、令和元年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手６名であります。 よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

	日程第７、認定第７号、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　熙決算審査特別委員長） 簡易水道特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 ９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。 慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。 以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 お諮りいたします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 異議なしと認めます。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。

	（議席より、なしの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、認定第７号、令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 　本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 　委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手６名であります。 　よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。 　日程第８、認定第８号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 　本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 　小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　熙決算審査特別委員長） 　観光施設特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 　９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和元年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算について審査を行

	いました。 　慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、髙畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。 　以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） 　決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 　お諮りいたします。 　委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。 　これより討論を行います。 　まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、認定第８号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 　本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 　委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

	挙手６名であります。 よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。 日程第９、認定第９号、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。 本案については、決算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。 小松決算審査特別委員長。
決算審査特別委員会委員長	（小松　熙決算審査特別委員長） 後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、決算審査特別委員会より報告いたします。 ９月８日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算について審査を行いました。 慎重に審査した結果、本案についての賛成は、今宮、小野、武山、高畠、福島委員の５名、反対は、田島委員の１名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。
議長	（西岡　尚宏議長） 決算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。 お諮りいたします。 委員長に対する質疑については省略し、直ちに討論を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり）

	異議なしと認めます。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、認定第９号、令和元年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。 本案に対する特別委員長の審査結果報告は、認定するものであります。 委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手６名であります。 よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。 日程第１０、議案第３６号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 質疑なしと認めます。

	これで、質疑を終わります。 　これより討論を行います。 　まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、議案第３６号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。 　本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手６名であります。 （議席より、申し訳ありません、遅れましたとの発言あり） 　挙手全員であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。 　日程第１１、議案第３７号、令和２年度東洋町一般会計補正予算第３号を定めることについての件を議題とします。 　これより、質疑に入ります。 　７番、田島毅三夫君の質疑が出ておりますが、質疑の４の２。 （議席より、４の２との発言あり）

	４の２、分かりますか、野根川キャンプの。 （議席より、それが、それがとの発言あり） １番はかまいませんが、２番は質疑の範囲を超えておりますので、これは認めませんので、２番を省いてやってください。 田島毅三夫君。 質疑を始めてください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） それでは、令和２年９月一般会計補正第３号についての議案質疑を行いたいと思います。 まず始めに、１７ページ、ふるさと納税規定の変更についてということで、何点かお聞きしたいと思います。 ふるさと納税返礼品額を１４３５万円減額して、送料６８０万円、宣伝費用に７５０万円増加して振り替えておりますが、つまり返礼品額を、国の指針の３０パーセントに抑えるため、不用となった差額を送料、宣伝費に振り替えたのか。 では、変更以前の送料や手数料はどう処理したのか、説明を願いたいと思います。これが１つ目です。
議長	（西岡　尚宏議長） 大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長）

	田島議員の質疑にお答えいたします。 今回、ふるさと納税制度の適正な運用に務めていくため、９月１日から寄附金額に占める費用の割合、これは返礼品の割合と、それと募集経費の割合になります。これを見直しをしております。 議員ご指摘のとおり、手数料の廃止も含め、予算の組み替えを行っております。 また、見直し前につきましては、従来どおりの取扱いで処理をさせていただいたほか、先行予約分につきましては、事業者、生産者のご理解とご協力をいただいた上で、手数料、送料をカットをさせていただいております。 以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ２番目です。 どんなん。マスク外さいでもいけるかな。外さなんだら、いけるやったらもう、そのままいきますが。 これ、年間、
議長	（西岡　尚宏議長） ２番目ですね。
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	年間、うん、２番目。 声が聞こえなかったら外しますが。 年間５万円であった宣伝費用ですね、いきなり７５０万円に増額されておりますね。 この理由をお聞きしたい。 また、その今言う、変更したというその変更した時の契約書があれば、説明をお願いしたいと思います。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） 大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 田島議員にお答えいたします。 ふるさと納税専用サイトの管理運営会社、これはトラストバンクという会社になりますが、本町が利用してきました定額プランのサービス終了の通知がなされまして、今回新たなプランへと契約を結び直す必要が生じたので、予算計上をさせていただいているところでございます。 なお、契約につきましては、予算議決後に行いたいと考えております。 以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。

７番議員	（田島　毅三夫議員） 　ということは、ちょっと一つ、通告には出ていませんが教えてください。 　これは、チョイスとはまた別会社と契約したということになるんですか。 　これ一つ、一点お聞きしておきます。追加です。 　今の答弁に対してちょっと再問があります。 　再問として、この、私チョイスと思っておりましたが、このトランスバンク（正：トラストバンク）といいましたかね、これの突然の大幅アップはどうしても理解できません。 　５万円から７５０万円に上がっているんですからね。 　どうしても納得がいかない。 　そこで、アップの理由を知りたくて、契約書の公開を求めたんですが、これはまた、後ほどいただきたいと思います。 　以前のようにですね、返礼品を安くして、その分を送料の差額と手数料の６００円でしたかね一つは、で賄い、約４０パーセント近い業者への収入ありましたね、あの返礼品額といいますか。 　これは国の指針を、価格変動のある３０パーセント以下ということに指示といいますか、通達があって、それに変わったわけですが、どういいますか、この生もののようなものですね、あるいは製品のようなもの、いろいろあります。 　製品のようなものは定額的なものであって、これの変更はできないと思いますが、みかんとか魚とか、 （議席より、議長との発言あり）

	そういう生ものについてはですね、価格変動、ん。なんですか。
議長	（西岡　尚宏議長） ちょっと。 （議席より、いいですかとの発言あり） 何でしょうか。
８番議員	（福島　登議員） もう２番の質問に移っとんでしょう。
議長	（西岡　尚宏議長） そうですよ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） え。２番、
８番議員	（福島　登議員） そうでしょう。
議長	（西岡　尚宏議長） うん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ２番目、

８番議員	（福島　登議員） 　今も価格の話になって、２番目の質問なのに、また１番の質問に戻ってますよ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　もう。２番の質問の再問と言うて今、断り入れたでしょう。 　②の質問の、
８番議員	（福島　登議員） 　１番に戻ってますよ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　違いますか、いきませんか。 　もう、うるさいなあほんまに。 　３問質問出しております。
議長	（西岡　尚宏議長） 　まあまあ、やってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　ねえ。ちょっと止めてください。
議長	（西岡　尚宏議長） 　ただ、田島さん、あまりいきすぎんように、その５万が７５０万に上がった理由を聞きたいわけでしょう。

７番議員	（田島　毅三夫議員） 　そうです。ほんで再問ですから、
議長	（西岡　尚宏議長） 　その先の、あんまりごちゃごちゃしたこと言いよったら、また、何ですから、５万円から７５０万円に上がった理由をきちっと聞くようにしてください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　結局そういうようにほら、品物によってその値段的なものも変わるというのは分かります。 　だからですね、そういうことでその、
議長	（西岡　尚宏議長） 　田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 　そういうのが、その品物によって変わるから、５万が７５０万になったとかいう答弁をするんやったら分かる。 　田島さんがそれを言うのはちょっと、自己の意見になるような気がしますので、それはちょっとお控えください。

	（議席より、２番についてやらないかんとの発言あり）
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　じゃあ、お聞きし、全部もう前のは飛ばしまして、一つだけ教えてください。 　業者への手数料は、以前は出ていたのがどうしてストップになったか。廃止になったか。 　この一点、お聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 　田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 　業者への手数料やいうのは一切書いてないじゃないですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　いやだあ、ほんで今言うように説明しよったんやかほら。
議長	（西岡　尚宏議長） 　いやいやほやきんその、書いちゅうこと以外その、勝手に進んでもうたら何のためのこれは、
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	待ってください。
議長	（西岡　尚宏議長） 通告書ですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 議長、ちょっと待って。
議長	（西岡　尚宏議長） 注意をしておきますよ、田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 説明する。
議長	（西岡　尚宏議長） 説明はいりません。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 以前は業者
議長	（西岡　尚宏議長） いりません。
７番議員	（田島　毅三夫議員） どうしてほやって

議長	（西岡　尚宏議長） 勝手な発言はやめてください。 田島さん、これを出すのは、これを聞くために出すんでしょう。 それを自分が勝手に変えていったらいけませんので、
７番議員	（田島　毅三夫議員） 違います。
議長	（西岡　尚宏議長） それは守ってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 違います。
議長	（西岡　尚宏議長） 注意をしておきます。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ちょっと休憩取ってほんなら議長。
議長	（西岡　尚宏議長） いや、休憩取らん。 発言を注意してください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 質問、質疑もできんやないか、それやったら。

議長	（西岡　尚宏議長） 何もかにもあなた一緒になるじゃないですか。
	（議席より、２番に移り・・・との発言あり）
７番議員	（田島　毅三夫議員） ほな３番に移ります。③。
議長	（西岡　尚宏議長） 今の、５万円から７５０万円の件はかまんのですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） だあもう、お前、ほない言うたらもう話もできんやないか。
議長	（西岡　尚宏議長） お前という言葉はないでしょう。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ごめんなさい。失礼しました。 どうします。答弁してくれますか。 手挙げてくれちょうきん。
	（自席より、増額となったところは説明との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長）

	そうそう、それはせないかん。 席へ戻ってください。 大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 田島議員の再問にお答えします。 トラストバンクというのは、この会社名で、その会社が取り扱っているのが、ふるさとチョイスというものになります。 これはパソコンとか、そういったものを通じたインターネットに掲載をさせていただいております。 そこの管理、運営をしているということになります。 それと増額７５０万円、増額ということですが、これは東洋町だけが増額になったわけではなくて、ほかの自治体もですね、こういった、寄附金額に応じて５パーセント、これはシステム使用料として契約を結び直すということです。 本町に限ったものではございません。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） もうほんまに質疑ができんもんなあ。 質疑をして、再問はできますよね、議長。
議長	（西岡　尚宏議長）

	もう１回できます。
７番議員	（田島　毅三夫議員） もう１回、３回やろ全部で。
議長	（西岡　尚宏議長） 今回３回目です。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ③でいきます。
議長	（西岡　尚宏議長） え。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ええ、どいたん。
議長	（西岡　尚宏議長） 再問できますかや聞いて③にいくんやったら、もう③言うてください。紛らわしいこと言わんと。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 先ほどのことを言おうとしたけど、止められたきに、もう３番目に移るということを言っているんですよ。
議長	（西岡　尚宏議長）

	あなたが勝手に進んでもうたら困りますので。
７番議員	（田島　毅三夫議員） あのね、
議長	（西岡　尚宏議長） 私の許可をもうてからやってください。 どうぞ、３番に移ってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 今回補正で、当初１億５千万円計上しましたね。 この、今年度の分はね。 ほれは、ふるさと納税給付金の９月、８月現在というか、今現在、９月ですけれども、予約、今分ですよね、先ほどほら、終わった分とか、あるいはこれからまだ契約としていろいろあると言われましたが。 いくら、それら含めて、いくら、現在、８月末でもかまいません、９月が出てなければ。 いくらいただき、その内返礼品額、送料、手数料、また宣伝費用、その他のいろいろ支出あるかも分かりませんが、そういうものを含めて合計の金額をお聞きしたいと思います。 その、結局、差額は、これは町の収益ということになるんでしょうか。 それも含めてお聞きします。
議長	（西岡　尚宏議長）

	大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 田島議員にお答えいたします。 ８月末時点での状況になります。 寄附金額は、４５６０万９千円、寄附の件数は、５７７０件となっております。 この返礼品にかかる支出済額でございますが、返礼品、送料、手数料を含めた額は、現在１０８６万４千円で、システム使用料、手数料及びその他で５８万４千円となっております。 合計１１４４万８千円となるところです。 なお、支出済額には事業者様からの、まだ未請求部分とか、未契約でありますシステムの使用料は含まれておりません。 この時点では、歳入額としては、差し引きしますと、この分が東洋町の収入になるというところです。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） これは、どう言いますか。 答弁に対しての再問になります。 現在、今４５６９万円（正：４５６０万９千円）が収入といいます、契約されたとこう聞きました。 これは約３分の１になるんですかね。予算のね、予定額の３分

	の１。 　多いか少ないかこれは別にしまして、まだあと１億５００万円ぐらい残ってるんですよね。 　そういう中で、この返礼品の種類や数の増加というのは、これから課題になってくると思うんですが、そういうものに対して、今後どうやってその、広げるか。 　町長、考えがあればお聞きしたいと思います。 （自席より、一般質問やんとの発言あり） 　まあまあ、ええやないか、そのぐらいね、町長。 　私とあなたの間よ、町長、ちょっと話してくれてん。 　町長の考えを。 　駄目ならもういいです。 （議席より、飛びすぎやろとの発言あり） 　飛びすぎは、ちょっと飛んじょうかも分からんけどね。
議長	（西岡　尚宏議長） 　松延町長。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　おお、ありがたいありがたい。
町長	（松延　宏幸町長）

	今現在ですね、行政報告の中でも触れておりますが、９月から返礼割合を５割以下ということに取り組んでいるところですので、これがどういうふうに影響を与えてくるか、これがまだ分かりませんので、当初予算で組んだ１億５千万というのも、想定でございますので、超える場合もあるかも分かりませんし、以下になる場合もあるかも分からない。 今の想定では、１億２千万ぐらいで試算はしておりますけれども、３月にですね、その状況を見ながら、あるいはまた業者さんを、今ちょっと、いろんな部分でカットをした状況もございますので、そういった影響も見ながらですね、判断していきたいというふうに思っております。 以上です。 （議席より、了解、２つ目の質問かまいませんかとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ２つ目の質疑に入ります。 １８ページです。 地デジ再送信ですね。 関連工事として５００万円上がっておりますね。 この事業は、６月議会でちょっと中止になったものでできなかったんですが、質疑が。 この事業は別役地区だけでなく、全町に１０か所あるという、

	全共聴アンテナ施設の変更も含まれておるのかどうか、一点、お聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 　生松会計管理者。
会計管理者	（生松　克祐会計管理者） 　田島議員の質疑にお答えをいたします。 　この工事内容につきましては、新たな場所、野根の地区の方になるんですけれども、アンテナ施設を新設するものでございまして、全共聴アンテナ施設のアンテナを変更するというものではございません。 　以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　再問になります。 　私も、よその新聞を見てまして、よその市町村の分聞いて、金額があまりにも違うので、ちょっとそこが気になっていたんですが、残りの地区の分については、これはどんなんでした。 　あと１０地区全部をこれ、やられるんですか、この５００万円で。 　それをもう一遍、もう一つ、再問としてお聞きしておきます。

議長	（西岡　尚宏議長） 　生松会計管理者。
会計管理者	（生松　克祐会計管理者） 　再問にお答えをいたします。 　全共聴施設のアンテナは別でして、新しく１か所、 （議席より、別役との発言あり） 　新設にいたします、アンテナを。 　別役の地区のところではございませんが、野根地区の場所にアンテナを新しく、 （議席より、はい、了解との発言あり） 　一機、設置いたします。 　以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　ほかのことを聞けば幅が広がりますのでやめておきますが、一つだけ、この②としてですね、その野根地区の方が今現在使っているアンテナが変更された場合に、住民さんの負担額というのはどんなんですか。

	増えるんでしょうか、減るんでしょうか。 これだけ教えてください。 もし、答弁するんやったら、金額が分かったら、大体もお願いします。
議長	（西岡　尚宏議長） 生松会計管理者。
会計管理者	（生松　克祐会計管理者） ２番につきましては、この工事にかかる住民さんの費用負担はございません。 （議席より、分かりましたとの発言あり） 以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） それでは、３番の質疑に入ります。 観光案内板の制作委託料として、２５０万円計上されておりますね。 これは、この費用は概算で確定しておりませんけれども、看板は町の顔であります。 非常に重要だと考えております。

	どのような看板を予定しているのか。 また、場所や大きさ、名所や公共施設、民間商業施設、あるいは避難場所などのようなものまで組み入れて書くのかどうか。 そこの内容について、ちょっとお聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 伊吹産業建設課長。
産業建設課長	（伊吹　真貴博産業建設課長） 田島議員にお答えいたします。 現在、５か所に設置をしております観光案内版を多言語化、英語、中国語、韓国語を表記し、作り直しをする計画をしております。 これまでと同様、観光名所、観光施設、祭りの紹介、交通路網など内容を考えておりますが、専門業者や関係機関の意見を踏まえながら内容については再検討し、製作をしていきたいと考えております。 以上です。
	（議席より、大きさはどれくらいになりますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 自席からの発言はやめてください。
	（議席より、いや、ほんならとの発言あり）

	いやもへもない。 （議席より、何でとの発言あり） 自席からはやめてください。 ちゃんと前へ来て、 （議席より、再問でやったらとの発言あり） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 漏れたから聞いているんです。
議長	（西岡　尚宏議長） 漏れたから聞くとか、勝手な発言は何度言うたら分かるんですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） じゃあ議長の
議長	（西岡　尚宏議長） いやへやないわね。 ちゃんと言うこと聞いてもらわんと。 そんなこと言いよったら、みんなが言い出したら、議会がまともに進みませんので。

７番議員	（田島　毅三夫議員） 漏れた分については議長の
議長	（西岡　尚宏議長） もう、進めてください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） もうほんまに、どうにもならんな。 最初に、大きさは聞いてありますよ。
議長	（西岡　尚宏議長） また喋る。 いらんことを言わんとちゃんと進めてください言いゆうでしょう。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ４番目に入ります。 かまいませんか。
議長	（西岡　尚宏議長） どうぞ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 野根川キャンプ場改修設計工事費として、２１００万円計上されておりますね。

	その内容を聞きたいということで、このキャンプ場の施設の範囲という言い方したらいいかな。施設の場所ですね。 ほんでから、範囲、設備、設置、テント数など、また概要及び年間利用者数の予測など、ほの計画の中に網羅されているものの説明をお願いしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 伊吹産業建設課長。
産業建設課長	（伊吹　真貴博産業建設課長） 田島議員にお答えいたします。 野根川キャンプ場改修工事費、２千万円ですね。の内容につきましては、廃校となった川口小・中学校の跡地を活用し、現在、第３期目の工事として、管理室を備えたサニタリールーム１棟、キャンプサイト周辺の外構工事を予定をしています。 年間利用者数の計画はキャンプサイト８サイトでありますので、約２５０組を想定をしております。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） どうでしょう議長、この②を再問でさしてもらえませんか。
議長	（西岡　尚宏議長）

	いや、②は止めてありますので、それは駄目です。 その言葉に触れたら止めますので。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ほんまに、困ったな。これは一番大事なところやのにな。
議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ５番の質疑に入ります。
議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 必要以外のごちゃごちゃ言うことはやめてください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ５番の質疑に入ります。 甲浦駅Ｗｉ－Ｆｉといいますか。整備、
議長	（西岡　尚宏議長）

	５番に移りましたか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　うん、５番入ります言いましたよ。
議長	（西岡　尚宏議長） 　はいはい。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　甲浦駅Ｗｉ－Ｆｉ整備委託料２００万円について、その事業内容を、まずお聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 　大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 　田島議員の質疑にお答えいたします。 　このＷｉ－Ｆｉの整備ですが、観光客や人の多く集まる場所にインターネットの環境を整備し、情報通信の利便性を高めるものでございます。 　以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	②は再問のような形になりますが、②としてお聞きしたいと思います。 どこに委託して、どのように利活用するのか。 町側の対応、また住民さんにどのようなメリットがあるのか、お聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 田島議員にお答えいたします。 委託先は、通信機器を取り扱う専門業者に行う予定でございます。 町の対応としては、設置場所等の検討を業者と行ってまいりたいと考えております。 また、住民へのメリットでございますが、情報通信の利便性が高められること、また観光客にも本町の観光情報などが取得しやすくなり、その情報を基に写真や動画をＳＮＳ等で広く発信することが可能となると考えております。 以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） また私も利用に行きます。

	６番目の質疑に入ります。 コロナ感染症対策避難所確保物件購入費として２１３２万円計上されておりますね。補正されております。 これはクアトロハイム購入費として１千万円計上していた分をコロナ対策支援補助事業として変更してですね、それは良いと思いますが、金額が倍以上になっているんですよね。 この予算変更の理由をお聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 田島議員の質疑にお答えいたします。 クアトロハイムの購入につきましては、令和２年度当初予算におきまして、一般財源により１千万円で購入費を予算計上させていただいたほか、本年度の財源を考慮し令和３年度の債務負担行為により、ハイツ海運の購入費を設定させていただいております。 この度、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年度、前倒しによりこの２棟分を一括で購入いたしたく、予算の増額となった次第です。 債務負担行為額を含めますと、全体購入費は２１３２万７千円で、増額も減額も生じておりません。 以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長）

	７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ちょっとごめんなさい。 説明がよう理解しませんでした。 また、それはまたお聞きしますが。 その金額については、またお聞きします。 ②として質疑いたします。 コロナ感染者の隔離ということで、目的を持って購入するということに聞いております。 その避難所としてですね。 そういうものであれば、普通考えれば、同じ建物の中にそういう人が住んでおられる場合は、その隔離、コロナのかかった人をそこに隔離した場合に、その入居者に、非常にこの問題が起こらないかという心配しております。 大体、２棟言われましたが、両方で何棟ありますか。 また、聞けば現在、全戸満室と聞いております。 退去していただくのか、そんなことができるのかという心配をしておりますが、お聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 田島議員にお答えいたします。 本物件につきましては、議員ご指摘のとおり現在、満室の状況

	であります。 　この利活用につきましては、コロナ禍が続く中、都市部では人口過密を避けるため、地方での就職や転職を希望する方も増えてくるのではないかと考えております。 　このような状況も想定し、空き室が出た場合などは、避難所のほか、移住者・定住者向けとして優先的に活用をしてまいりたいと考えております。 　以上でございます。 （答弁台より、いや、私が聞いたんは雑居が、との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　田島議員。 （答弁台より、問題じゃないんですかと聞いたんです、との発言あり） 　田島議員。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 　名前を呼ばれるまでは。
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	はいはい。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 今、課長がですね、転職者、移住者も含めてということを言われましたが、うちは雑居がちょっと難しいんじゃないですかという質問やったんです。質疑やったんです。 それは今からもうちょっと、３番目質疑しますので、それと一緒に答弁お願いしたいと思います。 ３つ目の③として、コロナはですね、ワクチンや薬ができれば、やがて終息する。こう考えております。 その時の利活用は考えておられますか。コロナが終わった後でね。 入る人が必要ないとなった場合ですね。 もちろんコロナやその他の伝染病も、いつ発生するか知れません。 その対策は、しておくのは、これは大事なことと思います。 ただその間のですね、空き家の、空き室にするわけにはいかんと思うんですよ、管理もいりますし。 その時の、空き家になった場合の管理とか利活用といいますか、そういうものまで考えなければ購入はできないと思いますが、そこまで考えておられますか。お願いします。
議長	（西岡　尚宏議長）

	大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 田島議員の質疑にお答えいたします。 まず雑居、 （議席より、もう一緒に、黙って、今言うたらいかんらしいきんね、言えんきんねとの発言あり） 雑居につきましては、感染症対策を皆さんがしっかりしていただいて、可能な限りコロナ感染にならないような対策、対応をしていけたらなというふうには考えております。 それと、終息後のことのご質問だったかと思いますけれども、終息後、それと空き室が出た場合の活用ということのご質問だったと思いますが、終息後につきましては、先ほどお答えしましたように、移住者、定住者向けとして活用が考えられるのではないかと考えております。 以上でございます。 （議席より、名前呼んでくれんと出れんとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 手挙げてもらわんと呼べんでしょう。 （議席より、ああはいはい、分かりましたとの発言あり）

	７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 私が心配しているのはそういうことじゃなくて､空いた時の何ですよね、管理とそれから、その後その人らが入った時の、ほの
議長	（西岡　尚宏議長） それは再問ですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） はいはいはいはい。 また、後でゆっくりお部屋へ行きます。 お席に行って話聞かしてもらいます。 ７番目になります。 町内イベント等復活事業助成金として１５７０万円が計上されておりますね。 その内容を聞くということで、何点かお聞きしたいと思います。 コロナによって中止になったイベント費用に対する補助と聞いておりますが、何件くらいを予定しているんですか。 よろしくお願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 伊吹産業建設課長。
産業建設課長	（伊吹　真貴博産業建設課長）

	田島議員の質疑にお答えいたします。 今年度中止となったイベント数は現在、５件でありますが、今後、中止予定となるイベントなども合わせまして１０件分の予算、例えばさくら祭りや納涼祭、サーフィン大会、守口市の子ども交流会などとなります。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ちょっと今、５件あると。 しかしそれから、あと５件ぐらいプラスされるという予定やと、こう聞きました。 それについてちょっとお聞きしますが、となればこれは、本年度の予算でなくて、来年度予算になるんですか。 さくらも、あれは、さくらは本年度になるか、３月やったかな、ごめんなさい。 しかしその、納涼祭となったらもう来年度ですよね。 その分までこれでフォローするんですか。 これは再問です。お聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 伊吹産業建設課長。
産業建設課長	（伊吹　真貴博産業建設課長）

	田島議員にお答えいたします。 ２番の、次の質問と答えが被ると思うんですけれども、これにつきましては、令和元年度で当初予算で計上しておりました、イベントや補助金の支出予定金額、これを積み上げまして、コロナ感染症対応臨時交付金を充当し、来年度に繰り越して実施をする予定としております。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 繰越しということまで知りませんでした今、聞きました。 それから②について、質疑さしてもらいます。 その補助金ですね、一応その計画書といいますか、計画段階でみな金額上がっていると思うんですよね。 町のそれに対する、町はどれくらいを負担してから援助するかという金額が決まっていたと思います。 その金額に対して、どれくらいのパーセントをするのか。支援するのか。 どのように賛成するのか。 この２つ目の②の質問です。 答弁をお願いします。
議長	（西岡　尚宏議長） 伊吹産業建設課長。

産業建設課長	（伊吹　真貴博産業建設課長） 　田島議員にお答えいたします。 　先ほど説明をいたしました、令和元年度で当初予算で計上していた予定金額を積み上げたもの、それと来年度実施する部分も合わせまして、倍額になっているイベント等もありますけれども、そういう今年できなかったイベントに対して倍額とかという形のもので計上をしております。 　以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　もう一回できるね、この分については。
議長	（西岡　尚宏議長） 　どうぞ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　再再問でもう一つお聞きします。 　予算、今言う、計画書と一緒に予算額を出してきて、これくらいの補助をお願いしますということ上がってきます。 　事業の方からね、業者、関係者の方からね。 　ただそれはその、これだけ要るという予算額であって、それがもしできなかった場合は、その費用は全額使われるというこ

	とはないはずなんですよね。残るはずなんですよね。もし、キャンセルとなっても。 今までやってきた分についての費用は消費がされるやろうけれども、実際それはイベントが行わなければ、それの大半が使われずに残るはずなんですが、その分も補助するということですか。 ちょっと意味分からんかな。 わしも言いにくい。 どんなに言うたらいいかな。 町長が手挙げてくれゆう。
議長	（西岡　尚宏議長） 松延町長。
町長	（松延　宏幸町長） 行政報告でもですね、来年度の予算も見越してという、それと繰越しが可能であるということでございますので、今年に予算化はするわけですが、これはあくまでも概算でありまして、今年中止になった予算額、これは不用額で段階的に落としてきています。組み替えしてきています。 それプラス来年度の分ということも見越して予算計上さしておりますので、どうなっていくか、これも実際分かりません。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。

７番議員	（田島　毅三夫議員） また町長、町長室にまた寄らしてもらいます。 それでは、この８番の質疑に入ります。 時間まだ大丈夫ですかね。
議長	（西岡　尚宏議長） はい。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ありますかね。
議長	（西岡　尚宏議長） はい。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ８番の質疑として、水産基盤ストックマネジメント事業費として２８００万円が計上されております。 時期、場所、規模など、事業内容をお聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 伊吹産業建設課長。
産業建設課長	（伊吹　真貴博産業建設課長） 田島議員にお答えいたします。 予算額につきましては、２８０万円となっておりますので確認

	をお願いいたします。 （議席より、ごめんなさい、間違うたとの発言あり） 野根漁協にあります、新港の方に防波提があるのですが、それの改修工事になります。 内容は、防波提の継ぎ目からの海水や砂の流入が４か所確認されておりまして、その補修工事となります。 （議席より、了解との発言あり） 以上です。 （議席より、ありがとうございますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） すいません。ゼロが一つ増えていました。申し訳ありません。 それでは、②のことでちょっとお聞きし
議長	（西岡　尚宏議長） 田島議員。
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	はい。
議長	（西岡　尚宏議長） この②の、この件いうのは高知県の県の間違いですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） そうですが、わし
議長	（西岡　尚宏議長） 件数の件書いちゃあるが、これは。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ごめんなさい。そうです。
議長	（西岡　尚宏議長） 高知県ですね。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 書き換えた時はこっちの県にしちょんのに、
議長	（西岡　尚宏議長） いやいや、高知県の県ですね。
７番議員	（田島　毅三夫議員） そうです。

議長	（西岡　尚宏議長） 　はいはい、皆さん、直してください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　すいません。 　県負担金となっておりますね、これは町負担金は何割か出てるんじゃないでしょうか。 　それだけ教えてください。
議長	（西岡　尚宏議長） 　伊吹産業建設課長。
産業建設課長	（伊吹　真貴博産業建設課長） 　田島議員にお答えいたします。 　この予算につきましては、県工事費２８００万に対しまして、町負担が１０パーセントの負担金となります。 　以上です。よろしくお願いします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　皆さん、お疲れです。 　すいません。これで終わりますので、もうちょっと辛抱してください。

議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん、いらんことを言わんとってくれ言いよんのに。
７番議員	（田島　毅三夫議員） え、え、これで終わりやったか。
議長	（西岡　尚宏議長） うん、終わり。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 終わりやね。ごめんなさい。もうほんまに、頭こんなになっちょう。ほんまに疲れて疲れて。すいませんでした。 以上で質疑を終わります。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、はい、ありますとの発言あり） 次に、賛

	田島さん、挙げたん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） はい、挙げました。 はいあります言いました。 かまいませんか。
議長	（西岡　尚宏議長） はい、どうぞ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） この６番、コロナ感染症対策避難所確保物件購入費２１３２万円計上について、反対討論させていただきます。 反対理由としてまず、１番目に質疑に対する答弁を見てもですね、入居者が出たり入ったりしなければいけない住居物件の購入は、趣旨が問題あると考えております。 コロナのような伝染病対策、避難所には公民館のように、一時的な使用は可能で終結すれば元のように利活用が可能で、再発すれば再利用できるような施設でなければいけないと考えております。 例えば白浜旅行村や消防屯所の２階、野根銀行の借用、町営住宅の空き部屋の活用また、防災センターや使用予定のない民間空き家の一時借受などを対案として、今回のコロナ対策避難所購入予算には反対させていただきます。 以上、反対討論といたします。

議長	（西岡　尚宏議長） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　次に、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　ほかに討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、議案第３７号、令和２年度東洋町一般会計補正予算第３号を定めることについての件を挙手により採決します。 　本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手６名であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。 　ここで、休憩に入ります。 　再開は１０時３５分といたします。 （休憩時間１０時２０分） 　休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開時間：１０時３５分） 　日程第１２、議案第３８号、令和２年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第１号を定めることについての件を議題とします。 　これより、質疑を行います 　質疑はありませんか。

	（議席より、なしの声あり） 　質疑なしと認めます。 　これで、質疑を終わります。 　これより討論を行います。 　まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、議案第３８号、令和２年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第１号を定めることについての件を挙手により採決します。 　本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手６名であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。 　日程第１３、議案第３９号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題とします。 　これより、質疑を行います。 　質疑はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 　質疑なしと認めます。 　これで、質疑を終わります。 　これより討論を行います。

	まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） ほかに討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第３９号、東洋町過疎地域自立促進計画の変更についての件を挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第１４、議案第４０号、東洋町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止についての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 （議席より、なしの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。

	（議席より、なしの声あり） 　討論なしと認めます。 　これで討論を終わります。 　これより、議案第４０号、東洋町の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止についての件を挙手により採決します。 　本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手全員であります。 　よって、本案は原案のとおり可決されました。 　日程第１５、発議第３号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を議題とします。 　提出者の説明を求めます。 　６番、今宮裕明君。
６番議員	（今宮　裕明議員） 　発議第３号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第１４条の規定により議会に提出いたします。 　本日提出であります。 　提出者は私、今宮裕明。賛成者は、武山裕一、小野正路、福島登の各議員であります。 　本件は、令和２年第３回定例会において、東洋町議会に意見書

	採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。 ９月８日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。 お手元の意見書案をご参照ください。 それでは、趣旨説明いたします。 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済や社会的に甚大な影響をもたらし、国民生活への不安が続いております。 その中、地方税や地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっており、地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。 よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。 １、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。 その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。 ２としまして、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。 ３、令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

	４、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。 ５、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。 また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。 以上５つの項目の早期実現を強く要請し、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣ほか、議長、大臣に意見書を提出するものであります。 以上で、趣旨説明を終わります。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 提出者の説明が終わりました。 ここでお諮りいたします。 本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 これより、発議第３号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴

	う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を挙手により採決します。 本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。 日程第１６、発議第４号、核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書の件を議題とします。 提出者の説明を求めます。 ６番、今宮裕明君。
６番議員	（今宮　裕明議員） 発議第４号、核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第１４条の規定により議会に提出する。 本日提出であります。 提出者は私、今宮裕明。 賛成者は、武山裕一、小野正路、福島登の各議員であります。 本件は、令和２年第３回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。 ９月８日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。 お手元の意見書案をご参照ください。

	それでは、趣旨説明いたします。 アメリカの原子爆弾が広島と長崎に投下され７２年を経た２０１７年７月７日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。 条約で核兵器は、破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪しており、悪の烙印を押しました。 核兵器は不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。 開発から、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。 また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示していますと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。 このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。 同年９月２０日、核兵器禁止条約への調印、批准、参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。 条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の８２か国、批准国は２０２０年８月９日現在で４４か国となり、発効に必要な条件の５０か国まで、あと６か国となりました。 日本政府は安全保障をアメリカの核の傘に委ね、核兵器禁止条

	約に背を向け続けています。 　こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器廃絶へ積極的な役割を果たし、核兵器禁止条約に署名し、批准することを強く要望するものであります。 　以上のことについて、早期実現を強く要請し、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官に意見書を提出するものであります。 　以上で、趣旨説明を終わります。 　ご審議よろしくお願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　提出者の説明が終わりました。 　ここでお諮りいたします。 　本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。 　よって、さよう決しました。 　これより、発議第４号、核兵器廃絶のため、日本政府の積極的役割を求める意見書の件を挙手により採決します。 　本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手全員であります。 　よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。

	日程第１７、発議第５号、国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書の件を議題とします。 提出者の説明を求めます。 ４番、武山裕一君。
４番議員	（武山　裕一議員） 発議第５号、国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第１４条の規定により議会に提出する。 本日提出であります。 提出者は私、武山裕一です。 賛成者は、今宮裕明、小野正路、福島登の各議員であります。 本件は、令和２年第３回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。 ９月８日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。 お手元の意見書案をご参照ください。 それでは、趣旨説明いたします。 コロナ危機に対し国は、中小企業、小規模事業者への救済策の一つとして、今回の感染症拡大の影響を受け、売上が半減した事業者の事業継続を支援するため、持続化給付金という形で、法人事業者に対し２００万円、個人事業者に対し１００万円を上限に

	給付を行っており、家賃支援給付金についても、法人に対して６００万円、個人事業者に対して３００万円を上限に給付を行っております。 　また、自治体においても給付金や支援金を支給し、事業者支援を行っております。 　しかし、現行の税制度では、国や自治体が事業者に給付する給付金、支援金は課税対象となるため、事業者の実質的な受取金額に影響が出ます。 　事業収入の減少を理由に、事業継続を支援するための給付金でもあることから、税法上は収益補償金もしくは経費補償金として課税の対象となりますが、今回の支援金、給付金にあっては、緊急時における特別的な救済策であることを念頭に置き、課税対象としないような措置をとるべきと考えます。 　事業者が給付金、支援金を満額受け取れるように、給付金、支援金等に対して課税されない仕組みの構築を強く要望するものです。 　以上のことについて、早期実現を強く要請し、地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣ほか、議長、大臣に意見書を提出するものであります。 　以上で、趣旨説明を終わります。 　ご審議よろしくお願いします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　提出者の説明が終わりました。 　ここでお諮りいたします。 　本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

	と思いますが、これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。 　よって、さよう決しました。 　これより、発議第５号、国の持続化給付金等や地方自治体の給付金・支援金等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書の件を挙手により採決します。 　本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。 　挙手全員であります。 　よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定いたしました。 　日程第１８、議員派遣についての件を議題とします。 　お諮りいたします。 　議員派遣の件については、議会会議規則第１２８条の規定により、お手元に配布したとおり、１０月２２日、高知市の高知県県民文化ホールグリーンホールにおいて、トップセミナー、１１月２７日、高知市の自治会館において、議員行政実務研修会へ、それぞれ議員派遣をしたいと思います。 　これにご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。 　よって、さよう決しました。 　日程第１９、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を

	議題とします。 　お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。 　ここで、お諮りします。 　それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。 （議席より、異議なしの声あり） 　異議なしと認めます。 　よって、さよう決しました。 　日程第２０、一般質問を行います。 　新型コロナウイルス感染症対策として、質問時間は１人２０分以内、答弁時間も２０分以内とし、一問一答方式で行います。 　なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は１問につき３回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。 　次に、議会会議規則第６４条の２の規定により、執行部は、議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。 　質問の通告が２名ありました。 　発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないよう、発言には、十分気をつけてください。 　まず、高畠俊彦君の質問を許します。 　件名は、コロナ対策の誹謗中傷についてほか２件であります。 　答弁者は、町長、教育長、担当課長ほかとなっております。

	２番、髙畠俊彦君、質問を始めてください。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） それでは、私の一般質問を始めます。 よろしくお願いいたします。 一つ目として、コロナ対策の誹謗中傷について、質問をいたします。よろしくお願いいたします。 幸いなことに東洋町では、まだコロナ感染者は出ておりませんが、いつかは感染者が出ると想定しなければなりません。 東洋町民がもし感染者になった場合、本人、家族に対する誹謗中傷、嫌がらせなどが大きな社会問題となっていることがテレビ、ラジオなどで報道されております。 そのようなことが起こらないように事前に対処しておかなければならないと思いますが、 執行部の考えをお聞きいたします。 よろしくお願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 小池住民課長。
住民課長	（小池　昭平住民課長） それでは、髙畠議員のご質問にお答えさせていただきます。 コロナ対策の誹謗中傷についてですが、髙畠議員が言われますとおり、不確かな情報や事実と異なる情報などを拡散することなどは、住民に不安を増大させるばかりではなく、偏見や差別を助長させることにもつながりますので、まずは県や公的機

	関などが発信する正確な情報を確認いただくとともに、噂話などには惑わされないように冷静に行動していただくようにお願いしたいと考えております。 　その上で、もし新型コロナウイルスに感染した方が出た場合には、本人だけでなく、家族、職場の同僚などに対しましても、誹謗中傷やＳＮＳなどへの書き込みを行うといった差別や嫌がらせなどが発生する可能性がありますが、そういったことは決して許されることではありませんし、人権侵害につながることでもあります。 　そのようなことがないように、今後は広報等で啓発していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　２番、髙畠俊彦君。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　ありがとうございました。 　同様の質問を、教育長にもお願いしたいと思います。 　よろしくお願いします。
教育長	（蛭子　浩久教育長） 　私からは、小中学校の対策についてお答えをいたします。 　令和２年８月に、文部科学大臣から新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などが起こらないように、次の３つのメッセージが送られてきております。 　児童生徒等や学生の皆さんへ。

	保護者や地域の皆さんへ。 教職員をはじめ、学校関係者の皆さんへ。でございます。 町内の小中学校では、このメッセージを保護者など、関係者に配布をしております。 児童、生徒に対しましては、１学期の終業式や２学期の始業式の時、道徳や人権の授業の時などに、このメッセージや日本赤十字社の資料などを活用し、啓発に取り組んでおるところでございます。 児童、生徒向けのメッセージの内容を、一部紹介させていただきます。 新型コロナウイルスには、誰もが感染する可能性があります。感染した人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには、温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと思います。既に感染した人たちが、心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりしている事例が起きております。こうしたことが皆さんの周りでも起きないように、皆さんにも協力してほしいのです。 このようなことが書かれております。 ぜひ、住民の皆さんもご理解とご協力をお願いしたいと思います。 以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） ２番、髙畠俊彦君。

２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　再再問ですかね。ありがとうございました。 　言ってみれば、感染者もその家族も被害者であります。 　周りの人たちや、町民から誹謗中傷、嫌がらせなどを受ければ、一生消えない傷となりまた、それ以上のことが起こるかもしれません。 　感染者が出てからでは、遅いのであります。 　事前の、各種団体、学校などに声がけをし、チラシなどを配り、町民の心に訴え、もし感染者が出た場合の対処方法を考えてもらっておき、誹謗中傷などが起こらないようにも、町行政の仕事ではないでしょうか。 　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。 　それでは、そのまま
議長	（西岡　尚宏議長） 　髙畠議員。 　言うこと言うたら答弁はやっぱり、ささんといかんきん。 　答弁をさしますので。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　よろしくお願いします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　小池住民課長。

住民課長	（小池　昭平住民課長） 　髙畠議員がおっしゃいましたとおり、誹謗中傷は決して許されるものではございません。 　先ほども申し上げましたとおり、広報、チラシ等でそういったことがないように今後、啓発していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　２番、髙畠俊彦君。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　ありがとうございました。 　それでは２つ目の質問に入っていきたいと思います。 　南海トラフ地震対策の一環として、高知県漁業協同組合甲浦支所の横の山へ国道に避難できる避難階段の整備について、質問いたします。 　国土交通省が、高知県漁業協同組合甲浦支所横の山の落石防止のため、工事を始めてくれました。 　完成すれば現状の所は崩れることもなく、落石の心配もなくなると思います。南海トラフ地震が起これば、津波が５分から１０分で襲いかかってきます。 　最大１５ｍから２０ｍの津波が来ると想定されております。 　地震の揺れも３分以上続くと想定されております。 　市場で作業している人たちは逃げる時間がありません。 　現在、工事している所が完成すれば、その横に、横にというんじゃなしに、その周辺に見えている橋桁の所まで上がれる避難階

	段を作ってほしいと思うのですが、市場で作業している人たちの要望もあります。 　時間がないので、なお、国土交通省としても、橋桁に支障がないような工事であれば問題はないと言ってくれております。 　執行部の考えをお聞きしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 　大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 　髙畠議員のご質問にお答えします。 　議員ご指摘のとおり、津波からの早期避難を考えますと避難階段を設置することは、効果的であると思います。 　現在、国交省のほうで法面保護のための擁壁設置工事を行っておりますので、工事完了後に避難階段設置に向けて、関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。
議長	（西岡　尚宏議長） 　２番、髙畠俊彦君。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　再問になるんですかね、一応言わしてもらいます。 　南海トラフ地震対策、漁業協同組合甲浦支所、あの周辺ですよね。 　あの周辺は、甲浦でも一番早く津波が来ると聞いております。 　５分で来るとして、３分以上震度７の揺れが続くということで

	あれば逃げる、作業をしている人たちは逃げる間がありません。 　なるべく近くに避難路を作ってほしいとのことでございますので、よろしくお願いいたしますというようなことですけんど、答弁は、
議長	（西岡　尚宏議長） 　答弁ささないかん。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　いりませんよね。
議長	（西岡　尚宏議長） 　いやいや、答弁ささないかん。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　やっぱり答弁せないかん。 　申し訳ございません。
議長	（西岡　尚宏議長） 　大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 　再問にお答えいたします。 　地震、津波が発生しますと、限られた時間の中で津波から逃れる所まで避難せんといかんと思いますので、先ほどの答弁と同じようになりますが、関係者との協議を進めてまいりたいというふ

	うに考えております。
議長	（西岡　尚宏議長） ２番、髙畠俊彦君。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） それでは３つ目の質問にいかしていただきます。 南海トラフ地震対策の一環として、国道５５号線、野根入木間への緊急避難場所の整備についてという演題で質問いたします。 南海トラフ地震が起これば、東洋町に５分から１０分くらいで津波が襲いかかり、最大１５メートルから２０メートルの津波が来る。 地震の揺れは震度７の揺れが３分以上続くと、高知県庁のホームページに載っておりました。 震度７では、車は走ることはできません。 逃げることが困難であります。 海沿いに面した野根から入木間、距離にして約１０キロ、車で１５分の走行時間でありますが、国道でありますので、車は走っております。 地震が起こり津波が来てもほとんどの所が高い擁壁になっており、山に駆け上がることもできません。 現状のままでは、１００パーセント近く津波にのみ込まれてしまうかもしれません。 平成２５年６月議会で、８年前であります、同僚議員からも車で通行される方、あるいはお遍路で歩行されている方たちの津波のための避難場所が一切ないと指摘を受けております。

	先日、８月１８日、知事が来町した時の県民座談会で、私の、このことですがね、私の意見に対する県の対応方針として、津波の発生時に道路利用者が津波から避難できる緊急避難場所の確保は必要と考えている。 町村と協議を行い、必要に応じて道路管理者との調整や支援を行っていきたいと回答をもらっております。 また、東洋町の認識としても道路利用者の中には、地域住民や観光客等も含まれていることから課題を整理し、発生時に津波避難できるよう緊急避難場所の確保に取り組んでいかなければならないと考えている。 整理した課題については、道路管理者である国土交通省や地域住民との協議を行っていくと、東洋町の認識も県の対応方針の中に書き込んでくれてありました。 私の言っているのは、避難場所というような大げさなことではなく海抜２０メートル、すなわち、国道が海抜１４メートルであるならば、あと６メートル高い所に上がればですよね、津波はやり過ごすことが、逃れることができるのでありますので、海抜２０メートルの所まで逃げれる、津波をやり過ごすことができる所まで上がれる、逃げれる、そういうようなものを作ってほしいということを言いたかったのでありますが、文章の書き方、言い方、悪かったかもわかりません。 東洋町も避難場所がまだ１００パーセントできてない状況の中で、人家のない国道の問題でありますが、人命に関わることであります。 また、東洋町民も大いに利用しております。 仕事は国土交通省の、国道を利用する人への安全管理の問題で

	ありますので、東洋町の負担金はないと確認はとってあります。 　執行部の考えをよろしくお願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　髙畠議員。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 　一つ、聞いておきます。 　この上から５つ目の､高知県町の町は､高知県庁の庁でしょう。これは町になっちゅうけんど。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　申し訳ございません。
議長	（西岡　尚宏議長） 　皆さん、直しちょってください。 　大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 　髙畠議員のご質問にお答えいたします。 　これまで本町では､避難路や避難施設等のハード整備につきましては､特に住民が避難する際、支障の出るところから優先的に整備を進めてまいりましたが､議員ご指摘の国道５５線野根入木

	間の浸水区域については、未整備の状況にあります。 　平成２５年６月議会でも答弁がありましたように、台風や集中豪雨によりまして、通行止めとなることも多々ございます。 　また、この区間では山腹崩壊等により、幾度となく災害復旧工事がなされているところです。 　８月１８日の濵田県知事との座談会を受け、この津波からお遍路、観光バスや地域住民の往来も含め、逃れる手立てとして、どういうふうな方法が考えられるか、本町の南海地震対策の取組も含めまして、国、国土交通省、県、町など関係機関の中で、まずは、情報の共有からスタートをしていきたいと考えております。 　以上でございます。
議長	（西岡　尚宏議長） 　２番、髙畠俊彦君。
２番議員	（髙畠　俊彦議員） 　今、執行部の方から、先ほどの質問に対して、答弁をいただきました。 　この問題に対して、県は町村と、まずは協力して行う、必要に応じて道路管理者とか、調整、支援を行っていきたいというのでありますから、まず初めに町としては、東洋町としては、県と協議をして、すり合わせをしてそれから、いろいろ考えていくというような解釈でいいんですかね。お願いします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　松延町長。

町長	（松延　宏幸町長） 　高畠議員にお答えをいたします。 　緊急的な避難方法ということの要望のようでございますけれども、県はですね、避難場所というふうな認識を持っているようでございまして、高畠議員と県や土佐国（土佐国道事務所）との見解ですね、認識に齟齬、行き違いがあるように感じております。 　その点についてもまず、事務レベルの協議が必要と思っておりますので、県と協議をいたしまして、国への要望の可否ですね、適否、適当なのかというようなことも含めまして、検討してまいりたいと考えております。
議長	（西岡　尚宏議長） 　２番、高畠俊彦君。 　３回目ですよ。
２番議員	（高畠　俊彦議員） 　分かっております。 　ありがとうございました。 　今回の、今のこの一般質問も、緊急避難場所を作ってほしいというような問題提起になっています。 　それに気がついて変えたのでございますが、通告期限が過ぎていたので、通告書のままやらさしてもらいました。 　ただ、私の言わんとすることは、最大１５メートルから２０メートルの津波が来るのであれば、国道が海抜１４メートルあれば、あと６メーター、６メーター擁壁にトンネルステップいうん

	ですかね、階段をつけてもらえば、ほいたら海抜２０メートルまで上がれば結局よ、最大の、結局よ、１５メートルから２０メートルの津波から逃れることができると。 　あそこの軟弱な山へ、避難場所を作ってくれいうのは、なかなか難しいまた、それなりのすごいお金がかかると思います。 　そうじゃなしに、なんとか今の状態、なんちゃなしの対策をしないままの状態であればですね、もうほとんどの方が、もし地震が起これば、震度７であれば、車も走れん、逃げることができん、それが３分以上続けば、もう山へ逃げるしか仕方ないんですよ。 　それが結局よ、そういうふうに擁壁なりに結局よ、あと６メートルですよね、低い所海抜１０メートルであればよ、あと１０メートル山へ上がる場所を作ってほしいと、そういう気持ちで自分は、それを作ればですよね、それなりに結局人命、津波に巻き込まれる人間がよ、助かるかも分からんということで、ぜひ作ってほしいということで、南海トラフ地震、いつ起こってもおかしくない状態であります。 　県との協議、すり合わせ、早急によろしくお願いいたします。 　これで私の一般質問を終わらせていただきます。 　ありがとうございました。
議長	（西岡　尚宏議長） 　大坪総務課長。
総務課長	（大坪　靖幸総務課長） 　髙畠議員の再問にお答えいたします。 　先ほど、擁壁へのステップ階段というようなお話があったかと

	思いますけれども、町長の答弁にありましたように、県、町の中で事務レベルでの協議からスタートさせていただきたいなというふうに思っております。 （議席より、ありがとうございましたとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） ２番、高畠俊彦君の質問が終わりました。 続いて、田島毅三夫君の質問を許します。 件名は、町長の行政執行姿勢を質すほか９件でありますが、田島毅三夫君、この一般質問の３の２。 職員募集の所の一番下、３の２やない、３の３か。 ごめん、３の３です。 これは、出席停止の懲罰を科したのは、議会でありますので、これは町に一般質問するものではありませんので、これは駄目です。ほか、やってください。 （議席より、議長、ちょっとほんなら教えてくださいとの発言あり） いやいや、何でしょうか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ちっと聞いてくださいよ、言いっ放しじゃなしに。 けれどもこの時あなたは答弁をする必要はないと、こう言われましたね。

	なぜあんなことを言ったんですかそしたら。
議長	（西岡　尚宏議長） いやいや、そんなことは関係ありません。 これは、懲罰を与えたのは議会ですので、それを町に質問するのはおかしいです。 認めません。 （議席より、だからとの発言あり） やってください。もう勝手な発言は許しませんよ。 答弁者は、町長、担当課長、職員となっております。 ７番、田島毅三夫君、質問を始めてください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） それでは、一般質問を行います。 １番、町長の行政執行姿勢を質すということで、何点かお聞きします。 土佐日記碑及び公園の撤去命令理由の虚偽について聞きます。 ３月４日、町長から甲浦未来会へ、甲浦漁協がアソウズに冷凍施設を設置したいが土佐日記碑公園敷地が出入りに便利なので使いたいと言っていると。 令和３年度に実施するので、碑と公園を令和２年９月までに撤去せよという通知が来ました。 町漁協に聞きますと、漁業者や冷凍需要も減少しており、大きな施設は不要。石油タンクのあった敷地で十分。簡便なコンテナ

	施設を予定していたが、町から土佐日記碑を撤去するので、そこを使ったらどうかと提案があった。漁協からは申請などしていないと返事がありました。 　また、県漁協も令和２年度以内に検討はするが、大きなものは不要。いつ、どこに、どれくらいのものを設置するかも決めていません。白紙状態であると聞いております。 　なぜ漁協から申請があったとか、３年度に公園を使って設置予定などと嘘というか、事実でないことを言うのか。 　なぜ決定してから通知しないのか。 　町行政統括者の虚偽は法的にも許されません。 　撤回と謝罪を求めたいと思います。 （自席より、議長、反問いたします、との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　長崎副町長。 　反問ですね。
副町長	（長﨑　正仁副町長） 　田島議員からの一般質問通告書に基づきまして、答弁をご用意はしておりますけれども、答弁をする前に、何点か確認をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 　この質問ですけれども、町が甲浦未来会へ通知した文書のことを、質しております。 　このような個人的なことを、一般質問として通告しております

	けれどもまず、甲浦未来会と田島議員の関係を、かまわない範囲で教えてもらいたいと思います。 　よろしくお願いいたします。 （議席より、議長との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　これは、質問時間に入りますか。 （自席より、入ります、との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　入ります。 　ちゃんと前へ来てやってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　後の質問ができなくなるやないかこれは。どうなれ。 　甲浦未来会は、私が発起して作った会でございます。 　未だにそれは未来会という名前を持って、いろいろ各種事業をしております。そういう関係です。 （自席より、議長との声あり）

議長	（西岡　尚宏議長） 　長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁副町長） 　続いて、反問いたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　はい、反問ですね。
副町長	（長﨑　正仁副町長） 　それでは、その所属をしている田島議員に通知が届いたということでございますね。 　土佐日記碑及び公園の撤去命令理由の虚偽と題しての質問でございますけれども、その虚偽理由の一つとしまして、質問中に、本町から甲浦未来会宛てに通知をしました３月４日の通知文の内容に触れまして、漁協から申請があったと通告されておりますけれども、申請という文字が、本当に使用されていたのかどうか、確認をさせていただきます。 （議席より、ちょっとごめん、もうちょっととの発言あり） 　事実を （議席より、言うて、もう一遍、その所分かりやすうに。すいません、聞こえなんだとの発言あり）

	質問中にですね、漁協から申請があった。町の漁協に聞くと、漁協から申請などしていない。なぜ漁協から申請があったとか嘘を言うのか。というふうに通告をされておりますけれども、事実確認としまして、お聞きをしたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 申し入れがあったということです。 町の方から、こうしたらどうですかという申し入れがあったということです。 申請という言葉を使いました。
議長	（西岡　尚宏議長） 申し入れと申請は、ざま違いますよ。 （自席より、議長、との発言あり） 長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁副町長） 反問いたします。 議長の方がおっしゃられたように、申請と申し入れ、全く違います。 というか、この内容ですね、３月４日の通知文を基に質問して

	おりますけれども、まず３月４日付けの、甲浦未来会宛ての通知した文書が根拠として、この質問に至っているかと思いますけれども、その文書、この部分部分の質問ですと、皆さんが何のことか分かりませんので、その文書、短い文だったと思います。朗読をしていただきたいと思います。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 議長、９月１日の分は持っておりますが、３月４日の分は、今資料として持ってきていません。
議長	（西岡　尚宏議長） それは困りましたね。 あるんちゃうん、町に。
７番議員	（田島　毅三夫議員） ちょっと休憩してくれますか。
議長	（西岡　尚宏議長） 町にあるんちゃうん。 （自席より、反問いたします、との発言あり） （議席より、ちょっと休憩してもらえませんかとの発言あり）

	長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁副町長） 根拠となった資料もお持ちでないということでございますけれども、当然、東洋町長名で送っておる通知なんですけれども、私の方で、町の控えのコピーを持っておりますが、 （議席より、はいはい、どうぞとの発言あり） どうしましょう。 （議席より、それでかまん、欲しいですとの発言あり） 議長。 （議席より、それを見てから私は反論さしてもらいますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） それ、田島さんに言うて、同じ文書でしょう。
副町長	（長崎　正仁副町長） 同じ文書です。
議長	（西岡　尚宏議長）

	読んでもうたらいいんじゃないですか。
副町長	（長﨑　正仁副町長） お貸ししてもよろしいですか。
議長	（西岡　尚宏議長） かまいません。
	（３月４日の通知文書の町の控えのコピーを長﨑副町長から田島議員へ貸し出す）
７番議員	（田島　毅三夫議員） 一旦帰りますか、ここで読みますか。
議長	（西岡　尚宏議長） いや、読むやったらそこで読んでください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 令和２年３月４日、甲浦港港湾施設の占用期間の満了について通知。 令和元年度の甲浦
議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	はい。
議長	（西岡　尚宏議長） もうちょっとゆっくり読んじゃってください。分かりにくいき。
７番議員	（田島　毅三夫議員） だあ時間がないきに、ほら。 （議席より、分かりにくいとの発言あり） 甲浦港港湾施設の占用期間の満了について通知。令和元年度の甲浦港港湾施設の占用期間は、令和２年３月３１日をもって満了とし、令和２年度の占用の更新は許可しないことをあらかじめ通知いたします。次年度以降については、高知県漁業協同組合甲浦支所から冷蔵施設建設計画の要望、とありますね。要望があり、同組合からは現状の公園位置が舗装されている、臨港道路と港湾施設通路の２方向に隣接していることから、スムーズな荷物等の入出庫や運搬が可能かつ漁協にも近いことから、管理上においても、最適地とされており、本町といたしましても、その計画案に合意し、港湾施設として有効に活用したいと考えておりますので、公益上の観点からもご理解願います。また明け渡しの期限を令和２年９月３０日としますので、甲浦港湾施設の管理及び利用条例第１２条の規定に基づき、その期限までに原状回復され、当該敷地を明け渡してください。 以上です。

議長	（西岡　尚宏議長） それを持って行ったらいかんでしょう。
７番議員	（田島　毅三夫議員） いやいやいや、けんど、
議長	（西岡　尚宏議長） 長崎に戻さんと。
７番議員	（田島　毅三夫議員） もらえんか、もらえんか。 （自席より、もらいに行きます、との発言あり） かまんやろ。 （自席より、議長、反問いたします、との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） かまんの。 （自席より、いや、もらいに行きます、との発言あり）
７番議員	（田島　毅三夫議員） もらいに。

	（自席より、議長、反問いたしますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、
	（議席より、借りたものは戻さないかなあね。借りちゅうわけやからとの発言あり）
	（３月４日の通知文書の町の控えコピーを田島議員から長崎副町長へ返却）
	（議席より、ちょっとコピーもらえんかなこれ。ちょっと休憩して、コピー１枚欲しいとの発言あり）
	今読んだき、座ってください。
	（自席より、議長反問いたしますとの発言あり）
	長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁副町長） 　ありがとうございました。 　ちょっと早口でお読みになられたので、聞き取りにくかったと思いますけれども、

	（議席より、これは反問ですね、反問ですねとの発言あり） 反問です。 申請などという言葉は使われていなかったということであります。 もう一点お聞かせください。 質問中、町行政統括者の虚偽は法的にも許されないとありますけれども、具体的に、どの法律に、どのように許されないのか、抵触するのか。 よろしくお願いします。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） これは議長、反問権は何回までいけるんですか。反問は。
議長	（西岡　尚宏議長） 反問は別に、回数はないです。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 回数はない。 そんなことなかろう。
議長	（西岡　尚宏議長） いや、この問題に対しての反問ですから。

７番議員	（田島　毅三夫議員） 　今、言われましたがほら、ちょっともう一遍見せてください。ちょっと。
議長	（西岡　尚宏議長） 　自分の一般質問見たらええじゃないですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　今のほの何を、ちょっと今のほのほら、あの （自席より、この通知はもう関係ない。今、聞いたことは違う、との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　今、関係ないき。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　ほれを言わんと分からん。 　漁業組合から、そのように私は聞いて、ほんでそれは漁業組合の方からお願いしたんですかと、こう言うたら、違いますと。 　私たちは、大きいものは要らんから、そういうものは建てる考えはありません。 　ただ、町の方から、ここはこれ退けてここ使うたらどうですかと言うてきたので、そこやったら便利ですねとは言うたけど、申し入れはしていませんと、こう聞きました。

	それは一点言うちょきます。 それから、虚偽、そういうことを言っていないことを言ったということは、嘘ではないんですか。 私はそう思いますよ。 それを虚偽と言いました。 それから、どこやったかな、３年度に公園を使って設置予定と、こう聞きましたが、これはそういう考えは全くないと。組合の方はね。 まだ２年度に検討はするけども、いつ建てるかも分からない、どのくらいのものを作るかも、まだ白紙状態ですと、そう聞いております。 それなのに、ここに３年度に公園を使って設置予定と、こうなっているから、それは嘘ですと、こう言ったんです。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） 田島議員。
７番議員	（田島　毅三夫議員） はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 田島議員、 （議席より、答えになってない、との発言あり）

	一つ言っておきます。
	（議席より、法的との発言あり）
７番議員	（田島　毅三夫議員） ああ、法律かい。法律は、
議長	（西岡　尚宏議長） いやいや、
７番議員	（田島　毅三夫議員） はい分かった、
議長	（西岡　尚宏議長） 法律は、かまん、そのことも言わないかんけんどね、あなたさっき、自分が要望を自分が要請（申請）と書いたと言いましたね。 それこそ虚偽じゃないですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 待ってください。 ほな、ちょっとはい。
議長	（西岡　尚宏議長） あなた、自分が言うたんですよ。それは。
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	それはね、議長。 あなたが言わいだって、こちらが言う答弁よ。
議長	（西岡　尚宏議長） 違う違う違う、それは私は、間違いは正すべきものであって、
７番議員	（田島　毅三夫議員） あなたがほう言うて、混ぜくる必要はない。
議長	（西岡　尚宏議長） あなた自分が言うたじゃないですか。 要望を、要請（申請）と自分が言うて、さっき言うたじゃないですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） こう言うてるんですよ。 よう聞いちょってくださいね。
議長	（西岡　尚宏議長） ほんでその、町行政統括者の虚偽の法的にもいう所を言ってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） だから今言うようにこの、今の質問、質疑の、質問の通告書の中に、そこを使ったらどうかと提案があったとね。町から。 漁業からは申請など、申し入れなどしていないと、こう言うて

	うちは反論したんですよ。訂正したんですよ。 　申請ということは、申し入れなどしていないと。 　これはどこがいかんのんですか。 （自席より、議長、との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁副町長） 　反問いたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　はい。 （議席より、ああもう、との発言あり） 　再問ですね。
副町長	（長﨑　正仁副町長） 　反問というか、 （議席より、事実に基づいてないから、反問されてもしゃあないわとの発言あり） 　私は先ほどですね、反問でお聞きしたことは、質問の中に、町

	行政統括者の虚偽は法的にも許されない （議席より、だあほんでほれをとの発言あり） 　となっておりますので、どの法律に抵触するのか、それをご教示願いたいという反問でした。 　よろしくお願いします。 （議席より、分かりましたとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　そういうことでございます。 　ちょっと時間ください。 　今、ちょっと法律の本を今、ちょっと見ますんで。 　間違ったらいけません。 　ほら、嘘を、 （議席より、確認してとの発言あり） 　間違ったこと、静かに、黙っちょきなさい。 　間違ったことを言ってそういう申請をする、あるいは要求するということは、これは法律に違反していると思いますんで、その、どの法律に何しているか、これは間違ったことを言うこと自体が

	おかしいと思いますので、一遍ちょっと時間ください。 　１０分、１５分あったら見つかると思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 　ちょっと待ってください。 　副町長、間違ったことって、さっきの文書で間違ったことが、 （自席より、それは、自分の方で、との発言あり）
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　３年度に、待ってください。
議長	（西岡　尚宏議長） 　あるんかほれは。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　勝手に自席同士で話をしてどういうことですか。 　３年度に
議長	（西岡　尚宏議長） 　それは私の権限ですので、
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　３年度
議長	（西岡　尚宏議長）

	あなたが勝手なことは言わないでください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 今、私はここに、質問台に立ってるんですよ。 私の質問時間ですよ。 時間かかってやってるんですから。 ３年度に公園を使って設置予定
議長	（西岡　尚宏議長） 自分の得手のいいことばっかり言わんとってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） あー。
議長	（西岡　尚宏議長） 今、 （議席より、法律やって言いよるとの発言あり） 田島さんが、そういうふうに法律のことを何や言うやったら、そこはもう徹底的にしたらいいきん、休憩をします。 （議席より、確認しとうから言いよんでしょうとの発言あり） （議席より、法律にかかっちょんのやったら、その法律ちゃんと調べたら・・・との発言あり）

	うん、してもうたらいいきん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） だあほんでそれを今、言うように、
議長	（西岡　尚宏議長） ここでほんなら休憩に入ります。 もう、始まりは、もう１１時４０分ですので、田島さんに２０分としてもう始まりは１時３０分からにします。 （休憩時間：１１時３９分） 休憩前に引き続き、会議を開きます。 （再開時間：１３時３０分） ７番、田島議員、先ほど、法的なことを調べるということで、休憩で与えましたが、その報告をしていただけますか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） それでは、反問に関する法律について、刑法です。 刑法の１５５条の２項に、こういうのがあります。 有印公文書変造罪というのが一つあります。 これは、有印公文書変造罪いうがは、行使の目的で、公務所若しくは公務員が押印し、または署名した文書または図画を変造することによって成立すると。 変造とは、既に述べたように、文書、図画の作成権を有しない者が、これはまあ、いりませんね。

	もう一つ。二つあります。 もう一つは、刑法の１５６条に、こういうのがあります。 虚偽公文書作成等というこの刑法１５６条。 公務員がその職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、または文書若しくは図画を変造したときは、印章または署名の有無により区別して、前二条の例によって処罰されると。 こういう、二つ出てきましたんで、報告しておきます。
議長	（西岡　尚宏議長） 長﨑副町長。
副町長	（長﨑　正仁副町長） ありがとうございます。 （議席より、反問ですかとの発言あり） いえ、答弁です。 それでは、３月の４日の通知文書を根拠としての質問でありましたけれども、この質問の趣旨の一つは、なぜ漁協から申請があったとか、３年度に公園を使って建設予定などと嘘をいうのかという質問であります。 先ほど、反問でお答えをしていただきました、事実確認も踏まえまして、答弁をさせていただきます。 ３月４日の通知文書では、漁協から申請があったとは書いてはいなかった。

	正しくは、漁協から要望があったということでありました。 申請と要望では、意味合いが大きく異なります。 これでおわかりのように、虚偽理由とする一つが、３月４日付けの甲浦未来会宛ての文書に、漁協から申請があったとする発言は、事実ではないということでありますので、虚偽理由を根拠づける証拠はなかったということでありますので、虚偽の事実はないということであります。 この様子では、高知県漁協甲浦支所、もしくは、高知県漁協本所と田島議員との、それぞれのやり取りを発言しておりましたけれども、その内容も、本当なのかどうか疑問に思うところであります。 町のスタイルとしましては、港湾施設内での公園については、町対甲浦未来会、冷蔵施設については、町対高知県漁協の関係で進めてまいりますので、この質問では、田島議員あるいは甲浦未来会対高知県漁協との話を盾にしておりますが、いずれにしましても、町とは全く関係のない、第三者的な話でありますので、どうぞご勝手に話をしていただければと申し上げておきます。 とりわけ、この冷蔵施設建設計画の話へ、第三者の甲浦未来会という、現段階では、組織としての実体がないと認める団体が、公共団体と公共的団体との、正式な協議への割り込みは、控えていただきたいものでありますし、相手にされていないということの自覚をもって欲しいと望むところであります。 次に、田島議員も通告に書いておりますし、発言もされましたように、県漁協は、令和２年度内に検討はすると発言しておりますので、漁協としましても必要な施設ですので、今年度、令和２年度、その冷蔵施設の用途や規模、配置、財源についても具体的

	に検討されるとのことでありますので、現実に計画がある以上、この場で、白紙状態という言葉を使用するのは、不適切であると考えております。 　現実に、町と高知県漁協は、令和３年度の整備に向けて、甲浦未来会の管理ができていない公園敷地内を含む港湾施設内に、冷蔵施設の整備計画を進めておりますので、田島議員いわく、３年度に公園を使って設置予定ということも、虚偽と主張されておりますが、嘘ではなく、事実であります。 　従いまして、田島議員いわく、なぜ漁協から申請があったとか、３年度に公園を使って設置予定などと嘘をいうのかという問いの、虚偽理由を根拠づける証拠はなかったので、通告した質問の趣旨とは、事実が異なりますので、質問自体が成立していないと思います。 　ですので、こちらの方からは、撤回も謝罪も当然にする必要がないことは言うまでもありません。 　ちなみに、なぜ決定してから通知しないのかということでありますが、公共的な利益を確保するために、この漁協施設建設に向けて、スムーズに計画が実施されることと、甲浦未来会には、原状回復を求めておりますので、それに対応できる相当の期間を設定するために、新年度へ入る、約１か月前の令和２年３月４日付けで、あらかじめ、甲浦未来会へ、配慮をして通知したものであります。 　通知してからすでに５か月以上が経過をしております。 　令和３年度に、建設予定ということであれば、施設の内容や規模、配置、財源などの計画全体案を決定し、それから実施設計、建築確認申請の手続きの期間を考慮すれば、適当な時期での決定

	と考えております。 　議員発言にもありましたように、施設の大小は別として、漁協としましても、必要な施設ですので、今年度、その冷蔵施設の用途や規模、配置、財源確保についても具体的に検討されることでありますので、町の方も、公共的な利益を確保するための支援を始めまして、新たな町の財源確保と、港湾施設としての有効な活用事例、実績としまして、受け入れたいと考えております。 　ところで、以上のような事実があるにもかかわらずですね、土佐日記碑及び公園の撤去命令理由の虚偽という質問タイトルでしたけれども、虚偽の事実もなく、看板倒れの質問となりましたけれども、先ほどの反問で、田島議員の言う刑法ですかね、公文書偽造でしたっけ。 　そういうものに抵触するのではないでしょうか。 　このような、事実でないことを、本会議場において発言することは、議場の秩序維持の観点からも、あってはならないことで、不適切な発言であると考えております。 　田島議員は、ありもしないことを、いかにも、あったかのように話をでっち上げて、甲浦港湾施設内の公園を無償で占用し続けようとしているのかもしれませんけれども、田島議員並びに甲浦未来会のメンバーへ申し上げます。 　現状の公園につきましては、甲浦港港湾施設管理条例第１２条の規定に基づきまして、原状回復のうえ９月３０日までに、明け渡しを完了するよう、この場をお借りして、はっきりと申し上げておきます。 　議長、執行部の持ち時間何分ですか。

７議長	（西岡　尚宏議長） 時間。 まだ残り２４分もあります。
副町長	（長﨑　正仁副町長） え。
議長	（西岡　尚宏議長） え。 残り７分４０秒です。
副町長	（長﨑　正仁副町長） ありがとうございます。以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 一遍に言われたきに、全部よう書ききりませんでした。
議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん、再問ですね。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 再問になるかな、これは。

議長	（西岡　尚宏議長） 今の答弁に対しての再問でしょう。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 今のが答弁やったらそういうことになりますね。
議長	（西岡　尚宏議長） 最初に、
７番議員	（田島　毅三夫議員） はいはいはいはいはい。 どこから言うてええかな。 嘘を言ってというて、こういうことを言われましたね。 わしが嘘をいつ言いましたか。 先ほど、今言う、３月の４日の通知書見たらですね、この通知書見たら、こう書いちゃあるんですよ。 また読みますが、甲浦支所から冷凍施設建設計画の要望がありと、こうあるんですよ。 私はこれは、この通知が来る前に、お墓で会うたんですよ。この組合長さんと。 組合長さんの方からそれを言われて、通知の来る２、３日前やったと思います。 実は田島さん、ということで、こういう話があって、あそこをもし使うやったら退けてもらいたいて、どこですか、ここですという話になって。 ああいつでも言うてください、ほら漁協がそういうことであれ

	ば、私は何も退けますと。 しかし、これは漁協の方から町にお願いしたんですか、いやいやいや違います違います、漁協からはやってくれとも何とも言うてませんと。 漁協は、小さいものでええということで、コンテナ言うたかな、を、コンテナ式の氷製造機を付ける予定なんですが、町の方から、ここを退けたら広うなるき、どうだという話があったと、こう聞きましたもので、それで私は言ったんです。 これが一つの、ほやきに嘘ではありません。 これは、私は嘘を言っていません。 組合長さんから、そう聞いたもので、私は言ったんですからね。 それから、 （議席より、申請て書いとうがなとの発言あり） 公文書のことについてもそうですよね。 これは、有印であろうが無印であろうが、要するにその今言う、言っていないことを言ったと、私が聞いたのは、漁業組合さんから聞いたからそのまま言っているんです。 ほんでこれは、組合長、組合さんの言いよることが正しければ、町長の言っていることは虚偽なんです。事実でないことになるんです。 そういうことで、これは今回だけではありません。 今回の質問でなくて、今までに要望書からいろいろ出した中にも、全て私はこれへ書き込んであります。 しかし、一回も反論は来ていません。

	これ、ほんなこと言っていないぞというような反論は一度も来ていません。返事も来ていません。 そういうことからも、ああこれは事実ということを認めたなと思っております。 それからですね、どこ言うたかな。 組合がそういうことは決定していないとか、いろいろ言われましたが、組合はこう言うたんですよ。 するとしたら３年度になるかも分からんが、２年度に検討して、するとしたら３年度になるかも分からんが、まだそれも未定ですと。今、白紙の状態ですと、こう、わしに言ったんです。 私はそのとおり書きましたよ。 ３年にするやらしないやら何や言うてませんよ。 組合長の、ごめんなさい専務でした。名前はちょっと忘れましたが。 専務さんが出てくれて、ちょっと長い電話になりましたが、その時に、もしやるということが決定したら、なるべく早く知らせてください、撤去します。 そう言うて、私は約束しました。 ほんでそのときには、申し訳ないが、専務さんちょっと撤去費用を応援してくれませんかというて言うたら、笑いながら、はい検討させてもらいますと、こういう話で終わったんですよ。 ほやきに私は何も嘘も言うてません。そのとおり言いました。 それからですね、何言ったかな、未来会のことについてもそうです。 公的なということを言うたかな、公共、え、何言いましたかね、公共団体言うたんか。

	こんな名前使うたらいかんと今、言われましたね。 （自席より、公共的団体は漁協のことをとの発言あり） ああそうか、未来会のことじゃないんですね。 未来会ははっきり言うて、今言う人数少ないです。 ４人おったんを２人、３人か、２人か。 あははは、副町長に辞めさされましたんでね、家まで押しかけて。 ほんで、その押しかけた後で、田島さん、おらもう辞める言うて、今、副町長ら職員がようけ来て聞かれて、もうおら嫌ほれやったら辞めらしてもらう言うて、１人、２人、３人来て、その内２人辞めました。 そういうことで、今現在、ほんまに少人数でやってますが、活動的にはかっちりとやっております。 ほんでまた、公園の管理も、ほらきれいにはできてませんが、やっております。 それからですね、何言ったかな、何があったかな。 町対組合、町対県と言うたんか。 それは、私は知りません、その経緯というか、そのつながりは。 ただ私が言いよんのは、この、町長から通知が、この通知の中に、町、組合から頼まれて、こういう、あそこにそういう施設を作るから邪魔になるから退けてくれと、そういう通知が来たことについて私は話してるんです。 その向こうとこっちと、町と組合であろうが町と県であろうが、そんなことは私知りません。

	要するに、その目的がまだはっきりしていないものについて、作るから退けと、こういうて組合から要請があったと、こういうから組合に聞いたら言うてないと、だから嘘やと、こういうことです。 ３年度いうことについても、組合は一切言うてませんと。 予定としてはそういうことはあるが今、一切検討中で白紙の状態ですと、こう言われています。 ほういうことであれば、なんちゃあ私は、そういう期限を切って言うたものではありません。町長に要請したものではありません。 それからですね、何があったかな。 こんだけのもんを言うたもんやき。 どっちにしましても、今言う、憲法（正：刑法）１５５条、６条に当てはめても、公文書ですからね。 ここにちゃんと公印を押されてますきんね。 これは有印公文書です。 これを出してその内容に今言う、組合が言っていないことを言ったというて書いてあるんですから。 これは公文書の偽造ですよ。 それを使って、甲浦未来会が今言う、前の町長から貸していただいて、ほんで整地して、自腹で整地して、そして皆さんが喜んでくれている碑やら公園を撤去せえと言うんですからね。 これはなかなか私は、認めるわけにはいかない。 以上です。 これまでしかちょっと、記憶があるだけで質問させてもらいました。

議長	（西岡　尚宏議長） 　長﨑副町長。 （議席より、何問目で、再問は何問できるんで。再答弁よとの発言あり） 　３回。 （議席より、３回。もう３回しちゃあせんかとの発言あり） 　いやいや、副町長は反問をやりましたが、答弁はさっき１回ですので。 　田島さんが今、２回目やりましたので、これで副町長も２回目です。
副町長	（長﨑　正仁副町長） 　かまいませんか。 　一問一答方式ということですけど、何問も再問がきましたので、あれですけど、まず始めにですね、甲浦未来会のメンバーを辞めさせた。僕が。 （議席より、そうです、辞めたよとの発言あり） （議席より、辞めさせたんかとの発言あり）

	（議席より、辞めさされましたよとの発言あり） 　事実ですか、それは。 （議席より、ほな、次わしが答弁する。よっしゃとの発言あり） 　これ、議題外の話なんでね、あれですけど、辞めさせてないと思います。 （議席より、受け止め方ですよとの発言あり） 　元々入ってなかったんですよ。メンバーとして。 （議席より、違う。違うとの発言あり） 　記録も残しておりますので。 （議席より、違うとの発言あり） 　それと、町長からの公印が押されているものだけがですよね、公文書ではありません。 　この通告書も公文書に入ると思います。 　何問も再問がありましたけれども、答えられる範囲でお答えをいたします。 　漁協から要望などしていないということでしたけれども、先ほども答弁しましたとおり、町のスタイルとしましては、甲浦港湾

	施設内での、冷蔵施設につきましては、町と高知県漁協の関係で進めてまいりますので、田島議員あるいは甲浦未来会と高知県漁協での、町が関わっていない話に、いちいち耳を貸すつもりはございません。 ３月４日の通知文の内容どおり、建設位置の検討につきましては、その通知を送る以前から、町と漁協間で協議をした結果であります。 それから、漁協の方から要望があった、それは違うと言うておりますけれども、町と漁協間の協議の中で、そういう話になればですね、甲浦港湾施設は町の管理ですので、そういういきさつがあるにしろ、そこを利用するというのであれば、甲浦漁協側からは、要望というふうに捉えるのが普通と思います。 町の方もですね、３月の４日の通知に対しまして、甲浦未来会の方からは、特に何の連絡もないと担当者から聞いておりますので、通知内容に従うものと考えております。 以上です。
議長	（西岡　尚宏議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） もう一回いけるんやね。
議長	（西岡　尚宏議長） ３回目ですよ。

７番議員	（田島　毅三夫議員） 　そういう、副町長から苦し紛れの答弁がありましたが、要するにですね、今言う、一つ言っちょきますが、甲浦未来会の名前を言うてくれ、名前を言うてくれ言うきに、ついついうちは言ったんですよ。 　ほな、そのまま多いところが３人行ったんですかね。 　職員２人、あるいは３人で行って玄関で、４人もおったんかな、１人は。 　何せ、ほんでその人らにいろいろ質問した。聴聞、質問したと、こう言われました、聞きました。 　ほんでもう、あんまりうっとうしいきに、田島さんもう下ろさしてもらう、電話がすぐ、両方とも２人とも、その帰った後ですぐ電話がありました。 　３人やけど、１人はうちの女房ですきに、それはかまいません。 　今言う、町の人は２人、この人はすぐ電話がかかってきて、もうようせん、甲浦未来会辞めさしてもらうと、こう言うて電話がかかってきました。 　ほやきに間違いありません。 　それから、今言うように、いろいろと言われました。 　漁協との関係も言われました。 　私がしかし、言ったのは、ここにずっと書いてきたのはその、今の状況じゃないんです。 　その、過去の今の、私に対して出て行けと言うた時のことを私は問題にしてるんですきにね。 　今、それから漁業組合とどのような関係になったか私は一切知りません。

	ほやきにそういうことを言われたって私は困ります、それは。 私の言っているのは、今言うようにね、町長はこういう要請書、３月４日の要請書あるいは９月１日の要請書、通知か。 こういうものを出してきたから、それに対してうちは言っているだけでね。 どうしましょう。 議長。
議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） もう一つ質問があるんですよ。
議長	（西岡　尚宏議長） あの、
７番議員	（田島　毅三夫議員） もう一つ質問があるんですよ。
議長	（西岡　尚宏議長） 撤去命令の理由も虚偽やきん、さっき今、最後に言うたことはちょっと違うんじゃないですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） え。

	なになになになに。
議長	（西岡　尚宏議長） いやいや、この、撤去命令のね、理由の虚偽いうて書いちゃあるじゃないですか。
７番議員	（田島　毅三夫議員） うん、撤去命令。
議長	（西岡　尚宏議長） このことやきん、最後言うたのは、私に何を言うてきたきんどうこういうのはまた、違う問題でしょう。
７番議員	（田島　毅三夫議員） なになに。 撤去せよ、撤去せよ、ここに出て来てますよ。
議長	（西岡　尚宏議長） だいぶ分からんようになっちょんちゃうん。
７番議員	（田島　毅三議員） 撤去せよいうの３月の４日にも出て来てますよ。 ほんで私は通知しちゃあるのに言うてこんというのを、口頭で、総務課長、あなたに言いましたね、総務課長。 もう、これはもう、これを答弁に、答えにしちょいてくれと言いましたね。

	その、文書で出せときちょるけども、今まで何遍も言うちゃあるきに、あれが何日ですか、私の出した要望書、要望書。 あれを一つの返事としちょいてくれと。 こう言うてあなたに言いました。覚えてますか。 覚えちょるね。あなた正直や、ほんまに正直や。
議長	（西岡　尚宏議長） いらんことは言わんでもええ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） はいはいはい、ごめんなさい。ごめんなさい。 ほういうことで、私は嘘を言ってません。 ほんでいったん帰って、２問目の質問さしてもらいます。 （議席より、議長との発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） はい。
５番議員	（小野　正路議員） その前にちょっと、苦し紛れにね
議長	（西岡　尚宏議長） はい。 （議席より、はははは。もうほんまにうるさいなあとの笑い声、

	発言あり）
５番議員	（小野　正路議員） 　副長の話をね、なんでこの公正な議場で本人は、言わないかんのですか。 　皆さん、どう思いましたか。 （議席より、よっしゃ答弁する、わしがほんならとの発言あり） 　反対討論まだ言うてないでしょう。 （議席より、反論しますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　今の、田島さんの言動に対してということですか。
５番議員	（小野　正路議員） 　そうです。 （議席より、ほんで懲罰かける言いよんのやろ、ほやきちょっと待って、わしがこの２番の質問終わってからにしてとの発言あり） 　苦し紛れにどうのこうの言うたでしょう。 （議席より、はいはいとの発言あり）

議長	（西岡　尚宏議長） 　皆さん、今、小野議員からそういう意見が出ておりますが、皆さんは、ほかの議員さんはどう思われますか。
５番議員	（小野　正路議員） 　ちょっと言葉が過ぎるんじゃないですか。
６番議員	（今宮　裕明議員） 　言うたとか言わんとかいう話になってしもうてやね、議会の定義が成ってないと思うね。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　あなたたちがしよんじゃない。
６番議員	（今宮　裕明議員） 　事実関係をきちっとするなり何なりやったらいい。
議長	（西岡　尚宏議長） 　田島議員。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 　田島議員が言うことも、それは分かるけど、やっぱり、こう言

	うた、こう言わんというのはやっぱり文書じゃないので、お互いの取り方もあっていろんな違いがあると思いますので、そこはやっぱり気をつけて発言をしてもらわんといきません。 （議席より、分かりましたとの発言あり） 　いや、もう３回目の答弁に対しての、 （議席より、違わあ、ほやないわ、２問目よ。２問、２つあるとの発言あり） （議席より、３回目のとの発言あり） （議席より、違う。１問目は３回で終わりました。２問目ですとの発言あり） 　はい、どうぞやってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　この件について、２問目の質問をさしていただきます。 　どこやった。もうほんまにお前。これか。
議長	（西岡　尚宏議長） 　田島議員。
７番議員	（田島　毅三夫議員）

	はい。
議長	（西岡　尚宏議長） もう２分４０秒ぐらいしかありませんので、
７番議員	（田島　毅三夫議員） ほな、読み上げるだけ読ましてもらいます。
議長	（西岡　尚宏議長） いや、読み上げたら答弁はささんといかんので。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 答弁はできるやろ。できるやろ。
議長	（西岡　尚宏議長） はい。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 本年９月３日、町長から９月末までに撤去しなければ訴訟
議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） はい。

議長	（西岡　尚宏議長） 　読むのはもうちょっとゆっくり読んで、聞きゆう人が、
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　ほな時間、
議長	（西岡　尚宏議長） 　町民も分かりませんので、もうちょいゆっくりやってください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　こんだけあんのんで。
議長	（西岡　尚宏議長） 　いや、それはあなたが時間配分をしないからでしょう。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　９月３日、町長から９月末までに撤去しなければ、訴訟も考える。使用料年間３２万というのは、これは前のことです。前に聞いた金額です。を、徴収すると通知があった。 　しかし、この土地は平成元年頃、当時の安岡町長から甲浦未来会が無料で提供を受け、町おこし活動として、土佐日記碑を建立し、その後ごみ捨て場になっていた隣接地も提供を受け、土佐日記公園を自腹で設置した。 　前町長当時に、全施設の町移管を申請したが返事がなく、受理されたと思い、その間管理がおろそかになったことは認めます。

	町から、平成３０年やったと思います、前町長の受理印が押されていないとして、甲浦未来会に戻されました。返却されました。 以後、曲がりなりにも管理していますが、町歴史文化財であり、公共施設としての公園には碑を見に来る人もよくいて、公園利用者もいると聞いております。 町観光案内にも、土佐日記碑が紹介されているではありませんか。 碑も公園も、私的な利益を負う施設では全くなく、設置費用も管理費用も町からは一切受けていません。 使用目的も定かでないのに、なぜ撤去命令や訴訟を起こすなどと通告するのか。 全住民さんの納得のいく答弁を求めたいと思います。 以上です。 （自席より、議長、反問しますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 長崎副町長。 （議席より、答弁との発言あり） 反問ですか。
副町長	（長崎副町長） 反問です。

議長	（西岡　尚宏議長） 　はい。 （議席より、自分のことばっかりでとの発言あり）
副町長	（長崎　正仁副町長） 　こちら方もですね、通告書に基づきまして、答弁の方を用意しておりますけれども、答弁をする前に何点かご確認をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。 　質問中、令和２年９月３日に届いたとする、本町から甲浦未来会宛てに通知した、通知文の内容に触れまして、訴訟も考えると通告されておりますが、 （議席より、１日です、ごめんとの発言あり） 　そのような文面が本当に使用されていたのか、確認させていただきます。 （議席より、ここにあるやかとの発言あり） 　訴訟も考えるなどという、文言が使われていたかどうか、よろしくお願いします。 （議席より、時間ありますかとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長）

	まだありますよ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） どれぐらいありますか。 時間、
議長	（西岡　尚宏議長） １分２秒です。
７番議員	（田島　毅三夫議員） この今言う、９月１日の甲浦港湾施設の明け渡しについて通知というかっこの中の、この一番下から３行目、どこやったかな。１、２、３、４、５、６行目です。 なお、期限を過ぎますと、１０月１日から不法占拠として法的な措置をとる場合もございますと、こうなっております。 それを私は言いました。以上です。
	（自席より、議長、反問いたしますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 長崎副町長。 反問ですね。
	（議席より、都合のええことばっかりとの発言あり）
	（議席より、黙っちょり横からもう。止め耳障りなとの発言あり

	） （長﨑　正仁副町長） 　要は書いてなかったということですね。 　続いて、もう一つ反問させていただきます。 　同通知文書内の件で、使用料、かっこ書きで年間に約３２万円を徴収 （議席より、２００との発言あり） 　すると通知があったと通告されておりますけれども、これもまた、そのような文面が本当に使用されていたのか、確認させてください。 （議席より、２００てか。２００ら書いちゃあるか。え。２００てか。記憶がございませんがとの発言あり） （議席より、文書がないんかとの発言あり） （議席より、それ見せてもうてん、今持っちょらんとの発言あり） （自席より、質問した内容ですよ。通告書ですよとの発言あり） （議席より、通告書やろとの発言あり）
副町長	

議長	（西岡　尚宏議長） 　通告書へ３２万円いうて書いちゃありますよ。 （議席より、通告書書は持っちょら。ほら文書言うきに。通告書の中にかっこして３２万と書いちゃあるがとの発言あり） 　うん、書いちゃありますね。 （議席より、２００らあも書いちゃないろとの発言あり） 　３２万言いましたよ。 （議席より、うん言いましたよとの発言あり） 　うん。 （議席より、副長も３２万言うたやかとの発言あり） 　３２万言いました。２００万言いませんよ。 （議席より、ほんならえい、はいはい、ほんならそれをほんでとの発言あり） （議席より、誰っちゃあ２００なんぼや言いよれへんとの発言あり）

	（議席より、ほれは以前の議会の中で、それは請求されたからほら、３２万円との発言あり） 田島さん。 自席で言わんとちゃんと出てきて言うてください、言うんやったら。
７番議員	（田島　毅三夫議員） けんど時間かまんのか。
議長	（西岡　尚宏議長） え。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 時間かまんのか。 ほんなら、はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 時間内やき、かまいませんよ。
７番議員	（田島　毅三夫議員） そうか、ほれやったら言うてくれたら、ほやって言わいでええのに。 これはね、あれはいつでしたか、ちょっと日にち忘れました。 その、議会の質問の議員質問に対する産建課長補佐やったか。の、答弁の中に、今言う、計算していったら今、どこかよそに貸

	しちょる前例か事例かを引いたんでしょうね。 　７０何坪とかやったと思いますが、それを当てはめたら３２万円になるという、こういう形の金額を出てましたもので、それをそのまま使っております。 　以上です。 （自席より、議長、反問しますとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　長崎副町長。
副町長	（長崎　正仁副町長） 　私が問うたのは、その今の３月１日（正：９月１日）の通知にそのような文言があったか （議席より、３月１日との発言あり） 　ということでしたけれども、再度お願いいたします。
議長	（西岡　尚宏議長） 　再度ですけれども、時間がきておりますので。
副町長	（長崎　正仁副町長） 　きているんですか。 （議席より、３月１日かとの発言あり）

議長	（西岡　尚宏議長） 田島さんよ。 田島さんの時間がきちゅうんで、もう。 （議席より、３月４日やろがとの発言あり）
副町長	（長﨑　正仁副町長） そしたら、自分の方でお答えします。 （議席より、自分が言って自分が答えるんかとの発言あり） 時間がないんですからね。 田島議員、通告書の中に使用料かっこ書きで、年間約３２万円を徴収すると通知があったと通告されておりますけれども、９月１日の文書の中では、そのような言葉は使用しておりません。 明け渡し完了日から遡って、賃料相当損害金を請求する。 （議席より、そうですとの発言あり） ということが事実であります。 答弁いたします。 議長、そのまま答弁してもかまいませんか。
議長	（西岡　尚宏議長） はい。

副町長	（長﨑　正仁副町長） 　この質問の内容はですね、根拠のない、田島議員の主観的な意見に過ぎないと考えております。 　この質問の趣旨に対してのみ、答弁いたします。 　使用目的もないのに、なぜ、撤去命令するのかということでありますけれども、先ほどの質問に対し答弁したように、町と高知県漁協は、令和３年度の整備に向けまして、甲浦未来会の管理ができていない公園敷地を含む港湾施設内に、冷蔵施設の整備計画を進めておりますので、この質問の趣旨に理由はないということは明らかであります。 　いずれにしましても、期限までに明け渡しが完了するよう、改めて催告しておきます。 　期限は９月３０日となっております。 　なお、このような質問、この件に関しましては、一般質問で争うような内容でも、段階でもございませんので、明け渡し請求に関して何かお考えがあれば、通知もしておりましたように、書面にてご回答願いたいと思います。 　以上です。
	（議席より、議長、もう一遍反論さしてくれとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 　もう時間がないです。
	（議席より、けんど、ほれは言いっ放しでは私は困るとの発言あ

	り） 　それは駄目です。 　田島さんに、私の方から一言注意をしておきます。 　これへ書いちゅうように、訴訟も考えるいうことも書いてない。 　ほんでこの年間３２万いうのもさっき田島さん個人が、 （議席より、法的な措置を考えるとあるでしょう。場合もありますとの発言あり） 　法的な措置を考えるは、訴訟と限ったわけじゃないでしょう。 （議席より、いやけんど、法的な措置との発言あり） 　いやいや、そのことも含めてこの３２万円も先ほど、課長補佐がそういうことを言いよったき、それを何して言いましたね。 　こういうのを書いてない、こういう、一般質問の文書で出すときはもっと、きちっとした、正確なものを出してもらわんと困ります。 （議席より、課長補佐おるわ聞いてみい。産建課長補佐との発言あり） 　８番、福島登君。 　なんでしょうか。

８番議員	（福島　登議員） かまんですか。
議長	（西岡　尚宏議長） はい。
８番議員	（福島　登議員） この質問を聞いていますとですね、どうみてもあれでしょう。 未来会の代表なんでしょう、田島さんは。 田島議員自身が自分のことに対して一般質問するいうのは、まず僕ら不思議議でしゃあない。 ほかの議員がですよ、未来会の公園について執行部を質すのは、それは分かります。 どう見ても未来会の代表である田島議員がですよね、自分のことについて一般質問に上げてくる。 これは、私はおかしいと思いますよ。 （議席より、そのとおりとの発言あり） それともう一つ、 （議席より、会長がとの発言あり） 議長、まだかまんですか。

	（議席より、質問するのがどうしていかんのですか。おかしいことを言うたらいかん。代表してとの発言あり）
議長	（西岡　尚宏議長） 勝手な発言は。 福島君が今、発言中ですので。 あなたいつも、人が発言したら怒るでしょう。 あなたも黙っておいてください。
８番議員	（福島　登議員） それともう一つ。 今までもずっと言っていますが、質問するには、事実に基づいた （議席より、ははは笑い声あり） ことで、質問する。
議長	（西岡　尚宏議長） 田島さん。
７番議員	（田島　毅三夫議員） はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 人の発言を笑うということはなんちゅうことですか。

７番議員	（田島　毅三夫議員） 　ごめんなさい。
８番議員	（福島　登議員） 　文言を変えてですね、いくつも文言を変えて、自分の解釈でやりよる。 　これは今までも何回も注意されてあるわけでしょう。 　その二つをぜひ、議長の方から田島議員に注意をしていただきたいと、私は思います。
議長	（西岡　尚宏議長） 　分かりました。 　今、福島議員が言われたことを、これから先、田島さん、うんと気をつけてやっていただきたいと思います。 　７番、田島毅三夫君の質問が終わりました。 　田島毅三夫君。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　はい。
議長	（西岡　尚宏議長） 　机を叩かないでください。
７番議員	（田島　毅三夫議員） 　はい、ごめんなさい。

	ついつい、自分の
議長	（西岡　尚宏議長） もう終わりやき、発言禁止にできませんけんど、もうちょっと考えてもらわんと困りますよ。 （議席より、議員がねぇとの発言あり） 以上で、静かにしてください。 以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。 これにて本日の会議を閉じます。 これで、令和２年第３回東洋町議会定例会を閉会します。 どうもお疲れさまでございました。 これで議会放送を終了いたします。 （閉会時間：１４時０６分）